

中国土地所有法史序説

——均田制研究のための予備的作業——

小 口 彦 太

序

第一章 中国における土地私有・国有論争をめぐって

第一節 土地国有制論について

第二節 土地私有制論について

第三節 小 括

第二章 六―八世紀吐魯番文書にあらわれたる土地所有の存在形態

第一節 高昌国時代の土地所有関係

第二節 均田制施行下の西州における土地所有関係

結語

序

筆者はここ二、三年来均田制の研究に手を染めているところである。これまで均田制については、田令の復旧や、

北魏以後唐にいたるまでの均田諸規定の比較検討といった基礎的研究から、その実効性の問題、さらには均田制が中国土地制度史上において占める歴史的位_レ置_レづけの問題にいたるまで、さまざまな角度から検討が加えられてきたとい_レつてよい。そして均田制に対する研究者の問題意識はさまざまであろうが、それが中国土地法史の上で一大画期をなすものであるとする点では異論はないと思われる。中国史全体を巨視的に通観するとき、五世紀より八世紀にわた_レつて行われた均田制は、秦漢以来、曹魏、西晋の各王朝で行われてきた、国家権力による一元的な個人_レ身_レ支配の最終的な、もっとも完成された形態であると同時に、そこでつくりあげられた個人_レ身_レ的な支配の方式が、宋代以降の地主的土地所有制（地主—佃戸制）に対しても、その自由な展開を抑止し、ひいては中国社会内部からの自生的な資本主義の発展の道を困難にしたほどの深刻な影響を後代の歴史に及ぼしたのであり、このことから均田制が中国土地法史でもつ意義の重大さが首肯されることと思_レう。

ところで、秦漢以来土地の自由な売買が行われていたことは、正史等の文献史料のみならず根本史料ともいうべき文書類の中からも確認することができる。⁽¹⁾しかるに、均田制は土地の売買はもちろん、質入れさえも原則として禁止、且つ、口分田に対しては土地の還受さえも伴うものであり、もしこれがそのとおり実施されることになると、農民相互間の階層分化は相当抑止されることになる。ではこのような国家による強力な土地規制はいかにして可能となつたのであろうか。このことが一つの大きな疑問として残るのである。この点に関して西嶋定生氏は次のように表現されている。「秦漢時代においては、農民の土地は自由に売買することが可能であった。このことは一定の意味における私的土地所有が実現していたことを示すものである。それに対して北魏より隋唐に至る均田制においては、特別の

場合を除き土地の売買は禁止され、しかも土地は民丁の年齢によって還受されるものであって、永業田を除いてその永代保有は認められない。このことは秦漢時代に比して私的土地所有の程度が限定されたものと認められよう。するとそれは土地所有制のうえで逆行的現象を示すものとなる。ひとたび形成された私的土地所有を逆行させて、これに制限を加えるということがいかにして可能であったのか、それとも秦漢時代の私的土地所有なるものが、その実その後において均田制の実現を矛盾なく可能とする内容のものにすぎなかったのか、……^②と。この問題とも関連して、中国では中国前近代社会における土地所有制のあり方をめぐって、土地私有制論者と国有制論者との間で激しい論争がたたかわされている。そしてまた、日本においても仁井田陞氏らによって、中国の学者とは異った視角から土地私有制論が唱えられてきたことは周知のことである。^③これらの論争を通じて、我々はいくつかの重要な理論的問題が底在しているのを見出すことができる。例えば通常よく用いられる土地の「私的所有」という概念について。これを通常の如く土地に対して自由且つ排他的に使用・収益し処分することができるというように理解するならば、それが典型的な如く存在するのは近代資本主義社会（および古典古代のローマ社会）においてのみである。しかるに他方では、土地の私的所有はそれぞれの歴史段階でさまざまな形態をとる、というようにいわれ方もする（例えば、純粹な私的所有に対して制限された私的所有^④）。とすると、そこでの「私的所有」を制限しているモメント、とりわけ中国における古代専制国家のように、土地に対する国家の強力な規制・干渉が行われているばあいには、土地の「私的所有」を主張する論者はそれをどう理論的に処理するのか。さらに、「所有」と「所有権」との関係について、前近代社会ではそれらのレベル上の差異を明確に識別することが可能なのか。例えば、「所有権は論理的範疇ではなく歴史的

範疇である」(ギールケ)というばあい、その所有権の相対化はどこまで許されるのか。あるいはまた、所有権というすぐれて法技術的概念をはたして「歴史貫通」的に用いることができるのかどうか、⁽⁵⁾といった総じて所有論、所有権論にかかわってくる問題がある。また、同じ中国における土地の私的所有の存在を主張する論者でも、日本の学者と中国の学者とでは、その前提となる社会構成体の理解のしかた(つまり時代区分)において大きな距りがある。⁽⁶⁾これらの問題を理論的且つ実証的に検討していくばあいに、五世紀から八世紀にかけて行われた均田制がその恰好の場所を提供するものといわねばならない。

本稿は以上述べてきたような諸問題について一定の結論を出すべく意図したものではなく、これらの問題を今後考えていくうえでの一つの基礎作業にとどまるのであって、その意味では出発点でしかない。そのためにはまず現在までの学界の理論状況を自分なりの視点でおさえておくことが必要であるだろう。幸い中華人民共和国においては、中国近代社会における土地所有制をめぐるの論争が『中国封建社会土地所有制形式問題討論集』(上・下、北京、生活・読書・新知三聯書店、一九六二)にまとまった形で集録されており、そのうち上冊を素材にして論じてみたのが本稿第一章の内容である。⁽⁷⁾そしてそこでの問題点を筆者自身の問題関心にひきつけながら具体的な史料をもとにして少し考えてみたのが第二章の内容である。

注(1) 例えば仁井田陞「漢魏六朝の土地賣買文書」(『中国法制史研究、土地法・取引法』所収)を参照されたし。

(2) 西嶋定生『中国经济史研究』二八四—二八五頁。

(3) 仁井田陞「中国・日本古代の土地私有制」(前掲書所収)。

(4) 例えば仁井田氏の「無期永代的土地私有権」と「限定有期の土地私有権」という表現(前掲論文)。また、中国における土地私有論者の、「厳密な意味での私有権の欠如」(侯外庐)とか、「土地私有の相対的性質」(賀昌群)などという表現も、逆にいえば私的所有が制限されたかたちで存在することを認めているといえる(本稿第一章を参照されたし)。

(5) 藤田勇氏の次のような指摘に対して我々法史学研究者はどのような解答を有しているというのであろうか。「法的諸範疇を、歴史的に制約・規定されたものとして把握するということは、しかし、当然のことながら複雑な問題をはらんでいる。たとえば所有権というカテゴリーについてみると、それは多くのばあい歴史貫通的なものとして語られている。奴隶制社会の所有権、封建社会の所有権、ブルジョア社会の所有権、社会主義社会の所有権といった形で所有権の歴史的諸形態が語られるばあいがそうである。……所有権とは一個の歴史的範疇であるという命題は、このばあいには、所有権はそれぞれの歴史的社会において、さまざまな所有権形態をとってあらわれる、という意味で理解されることになるであろう。だが、経済外的強制の諸形態によって媒介される身分的・位階制的な封建的土地所有……の解体と、『純粹な私的所有』の成立の過程およびそのイデオロギイ的反映を念頭におくばあい、所有権というカテゴリーはそれ自体特殊な歴史的なものであり、絶対王制下に漸次形成されブルジョア革命を経て普遍的なものとして確立するすぐれてブルジョア社会的なものである(その意味で歴史的な範疇である)という主張が、あらわれても一概に不思議とはいえない」(『法と経済の一般理論』ノート、『法学セミナー』一九七三年七月号九四頁)。

(6) この問題に関しては『中国史の時代区分』(鈴木・西嶋編)、とくにその中に収められている「中国の時代区分について」は、日中両国の学者の見解の相違が鮮明に出ている。

(7) なお、本文で利用した論文のうち、特に断っていないものは『中国封建社会土地所有制形式問題討論集』所収の論文で

ある。

第一章 中国における土地私有・国有論争をめぐって

第一節 土地国有制論について

本節ではまず、『中国封建社会土地所有制形式問題討論集』に収められている諸論文を中心にして土地国有制論者の見解をとりあげてみることにする。ところで、その前にこうした国有制論の考えが出てくる中国史自体の歴史的な背景をおさえておくことも無駄ではないだろう。

周知の如く、中国における専制的な中央集権国家は、秦漢帝国の成立以来、清末にいたるまで二千年以上の永きにわたって存在してきたのであり、その間には分権化の傾向を有することはあつたけれど（唐末・五代）、日本にみられるような分権的な政治体制をつくりあげることにはなかつた。もちろん秦漢以来唐末までと、宋代以後とは、同じ中央集権国家の形態をとつたとはいつても、それを支える在地農村の社会的経済的關係は異つており、同一には論ずることはできない。そこで一応唐末までに時期を限定して、そこでの各王朝のとつた土地制度を瞥見してみると、「孟子」に記されている井田法はさておくとして、漢代の限田策、曹魏の屯田制、西晋の占田・課田制、北魏より隋唐にかけての均田制と、いずれも皇帝による小農民の一元的支配をめざしての土地政策がとられてきた。そして、そ

これらの土地政策のイデオロギー的基盤をなしたのが有名な「王土王民」思想であったのである。これは元来『詩經』小雅北山にある

陟彼北山、言采其杞、偕偕士子、朝夕從事、主事靡盬、憂我父母、溥天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣、大夫不均、我從事獨賢

という語句からとられたものであるが、ここにいう「溥天の下、王土に非ざるは莫く、率土の濱、王臣に非ざるは莫し」というイデオロギーは、井田法とともに後代の支配者の絶えずかえりみるところとなった。史記卷六秦始皇本紀にある

六合之内、皇帝之土、西涉流沙、南盡北戶、東有東海、北過大夏、人迹所至、無不臣者、功蓋五帝、澤及牛馬、莫不受德、各安其宇、維秦王兼有天下、立名爲皇帝

という記載も、専制的な中央集権国家の成立の理念を表現するものであり、その後、漢代に入って一方で大土地所有制が発展する中で、それを抑止し、皇帝による個人身身的支配を貫くべく、

古井田法、雖難卒行、宜少近古、限民名田、呂澹不足、塞并兼之路⁽²⁾とか、

井田之變、豪人貨殖、館舍布於州郡、田畝連於方國、……今欲張太平之紀綱、立至化之基址、齊民財之豐寡、正風俗之奢儉、非井田實莫由也、此變有所敗、而宜復者也⁽³⁾

という意識が支配層の中に漲っていた。そして単に意識裡にあっただけでなく、その間一時的にせよ王土思想にもと

づく土地制度が現実に行なわれたことは、漢書卷九九王莽伝に

今更名天下田曰王田、奴婢曰私屬、皆不得賣買、其男口不盈八而田過一井者、分餘予九族鄰里鄉黨、故無田今當受田者、如制度、

とあるとおりである。その後、皇帝による小農民の直接的支配は曹魏の屯田制、西晉の占田・課田制という形態となり、北魏の均田制へと受け継がれてゆくのであるが、均田制施行にさいしても魏書卷五三李安世伝に

安世乃上疏曰、臣聞、量地畫野、經國大式、邑地相參、政治之本、井稅之興、其來日久、と記されているように支配者の土地政策の理念として意識されていた。このように支配者の意識の中に王土思想や井田思想が生き続けるということは、当然、「法」の中にも色濃く存在することになるわけで、唐律疏議卷一二戸婚律に

諸賣口分田、一畝笞十、二十畝加一等、罪止杖一百、地還本主、財沒不追とあり、それにつづけて

疏議曰、口分田、謂計口受之、非永業及居住園宅、輒賣者、禮云、田里不粥、受之於公、不得私自鬻賣とある規定や、同卷一三に

諸占田過限者、一畝笞十、十畝加一等、過杖六十、二十畝加一等、罪止徒一年、とあり、それにつづけて

疏議曰、王者制法、農田百畝、其官人永業準品、及老小寡妻、受田各有等級

とある規定など、もつともよくそれを示すものである。さらに均田制が崩壊に瀕し、それに伴って国家の側からの土地規制が弛緩するようになって、土地が窮極的には皇帝のもとに帰属するという思想は頑強に生きながらえ、例えば燉煌発見唐天宝六載戸籍に

合應受田貳頃參拾肆畝壹頃壹畝已受冊畝永業冊七畝口分一十二畝買田一畝居住園宅
一頃卅三畝未受

と記されていることからわかるように、農民が買得した田でさえも皇帝によって各農民に班給されたものとして意識されていたのであり、また、陸宣公奏議にある

夫以土地王者之所有、耕稼農夫之所爲

という記載も、同様に「王土王民」思想の根強さをものがたっている。⁽⁵⁾以上特に支配者層の意識(イデオロギー)に重点をおきながら、秦漢以来唐末にいたるまでいかに王土思想がその時どきの土地制度の底流として存在してきたかを見てきたわけであるが、それは筆者自身の以下のような問題関心に由来するものである。つまり、我々が当時における土地所有権の問題を考えるばあい、近代社会におけるようにそれが人の土地に対する純粋な(≡種々の拘束を排除した)物的関係として現象せず(それ自体、特殊近代的なイデオロギーの所産であり、その基底には土地所有権が資本主義的な商品所有権一般として法的に構成されることによる)、⁽⁶⁾全ての土地と人間が皇帝のもとに帰属するという、当時の支配者のイデオロギーを法の中にとりこむのでなければ、土地所有権というすぐれてイデオロギー的な産物を完全には理解することができないのではないかという理由に由るからである。

まえおきはこの程度にして、土地国有制論者の見解を少し試みてみることにしよう。土地国有制論者のばあい、当然

のことながら曹魏の屯田制や西晋の占田・課田制、および北魏より隋唐にかけての均田制を非常に重視し、例えば西晋の占田・課田制について、それは曹魏の屯田制の発展したものであり、いずれも封建的土地国有制下の官田や公田で施行され、国家あるいは皇帝の土地に対する「最高所有権」のもとに、官吏や農民の土地所有は服していたと考える⁽⁷⁾。また均田制についても同様であり、例えば賀昌群氏によれば、「秦漢から唐宋にいたる、公田制である計口受田制と、その公田制の上にきざられたところの均田制」というような理解をされている。したがってそこでの基本的な生産関係は国家と小農民（「個体小農」「国家佃農」）との間に求められることとなり、そのさいしばしばマルクスの、「もし彼らに土地所有者として相対すると同時に主権者として相対するものが、私的土地所有者ではなく、アジアのように国家であるならば、地代と租税は一致する」という指摘が土地国有制論の理論的根拠として用いられる。ただ、このように占田・課田制や均田制の行われた範囲を「公田」内に限定してしまうと、量的には「公田」よりも多く存在したと思われる「私田」に対しては、恰かも土地国有制の埒外にあるかの如き印象を与えかねない⁽¹⁰⁾（土地私有制論者の一つの論拠はまさにこの点にあるわけで、例えば均田制についても、それは一部の地域に公田においてのみ行われたものである、というような考えが出てくる）。この点、国有制論者は理論的にどう処理されているのであろうか。

ところで土地国有制論者といえども、すべての土地が国有地であったと考えるわけではなく、漢代以降的大土地所有制が発展し、またそこでは、土地の売買さえも行われていたことを認める。そのことは、封建社会に土地の売買があるようにブルジョア社会にも土地の売買がある。その売買の形式はいずれも法の形式をとって行われる⁽¹¹⁾。

という侯外戸氏の指摘や

土地がすでに売買できる以上、封建法は私有を認めたことになる⁽¹²⁾

という賀昌群氏の指摘からもわかる。ただこのように土地国有制論者が土地の「私有」を認めるばあいにも、それが皇帝の「最高所有権」から完全に自由であったわけではないとするところに彼らの考えの特徴があるといつてよいだろう。例えば賀昌群氏によれば、「封建社会、とりわけわが国封建社会前期の土地私有制と、資本主義的土地私有の性質とは同一に論じられるものではなく、封建社会においては、皇帝は最高の地主であり、『国家権力を代表するものとして』いかなる人間の生命、財産に対しても十分な生殺与奪の権をもっていた⁽¹³⁾」として、南史卷二二王儼伝にある次のような記載を引合いに出される。

武帝於鐘山西造大愛敬寺、騫舊墅在寺側者、即王導賜田也、帝遣主書宣旨就騫市之、欲以施寺、答云、此田不賣、若敕取所不敢言、酬對又脫略、帝怒、遂付市評田價、以直逼還之、

この記載の大意は、梁武帝が鐘山の西に造寺しようとしたさいに、王騫の所有する土地（賜田）が寺の側にあったので、武帝は彼からその土地を買い取ろうとした。ところが王騫は売ろうとしなかったので、帝は怒ってその田の価値を払って無理やり返還させたというものである。これは皇帝権力が北朝に比べて比較的弱い南朝の側の史料であるが、そこにおいても皇帝権力の絶対性のまえに私人の土地「私有」は屈服しなければならなかったことをものがたっている。つまり、そこでの土地私有は、賀氏の言葉をかりれば「単に『相対的』なものにすぎない⁽¹⁴⁾」のである。では南朝に比して、より皇帝権力が強大であった北朝においてはどうかであろうか。例えば通典卷二食貨二所載の関東風俗

伝によれば

遷鄴之始、濫職衆多、所得公田、悉從貨易、又天保之代、會遙壓首人田、以充公簿、と記されていることからわかるように、貴族官人に充てるべき土地を確保するためには、国家は「首人の田」、つまり豪民の田を取上げて公田とすることさえもできたのである。⁽¹⁵⁾これと同様の事象は、また旧唐書卷一七〇斐度伝にも

初元和十四年、於襄陽置臨監牧、廢百姓田四百頃、其牧馬三千二百餘匹、とあり、これらはいずれも当時における「私田」「首人田」、「百姓田」とよばれるものの実態を余すところなく示している。また、旧唐書卷一六六白居易伝にある

淄青節度使李師道、進絹爲魏徵子孫贖宅、居易諫曰、徵是陛下先朝宰相、太宗嘗賜殿材、成其正室、尤與諸家第宅不同、子孫典貼、其錢不多、自可官中爲之收贖、而令師道掠美事、實非宜、憲宗深然之

という記載も、単に一般的ないわゆる買戻条件付売買（典貼）について、第三者が売主に代って買戻しを行ったという事例ではなく、そこには魏徵が皇帝の宰相であり、皇帝より賜った殿材で以って作った室屋であるが故に、子孫がそれを濫りに第三者に売却することは許されないという意識、つまり皇帝自身はいついかなる時でも当事者間の私的な取引行為に介入し得るといふ姿勢を読みとるべきである。しかもそのような事例は家屋に限られることなく土地（例えば賜田）の売買・質入れにさいしても起り得たと思われる。そしてこうした事例にみられる皇帝権力の強大さが、土地国有制論者をして次のような表現をとらせることになる。つまり、

封建的な財産は主権者（＝皇帝）あるいは国家の財産であり、封建的な専制主義国家においては、『主権は皇帝の私的所有である』というかたちであられる。大土地占有者が土地に対する合法的権利を獲得することができるのは、「名分」の伝統や榮譽ある恩賜にもとづいているからである。……中国の封建的土地所有権は、法的なフィクション（虚構）によって天より命を受けたところの君主の「名器」であり、これがいわゆる「普天之下、莫非王土」とよばれる最高の主権なのである。つまり、最高の地主（すなわち主権者）としての皇帝権力は、政治の上では封建的な専制主義としてあらわれる。⁽¹⁶⁾

最高の地主、土地の「最高所有権者」としての皇帝によって、私人の土地所有が制限されるような状況においては、積極的に国家官人となって、いわば国家権力に寄生することによって自らの土地所有をはかるか、あるいは一般の「編戸齊民」の立場に甘んじるか、それとも、そうした国家の規制の網の目をかいくぐって「非合法」的な手段を通じて土地所有をはかるか、いずれかの手段しかない。このうち第一番目の途を通じての土地所有は、おのずから貴族層という一部の者に限定されるわけであり、その他の大部分の者にとっては、それが不可能であったことはいまでもない。貴族層が自らの（大）土地所有を合法的に取得するためには、例えば官人永業田の所有者となることであった。そしていったんこれら官人永業田の所有者となると、課役免除の「特権」を享受でき、また

其官人永業田、及賜田、欲賣及貼質者、皆不在禁限（唐開元二五年令）

とあるように、一般の百姓には禁じられていた土地の自由な処分権などの「特権」を享有することができたのである。こうした官品にもとづく土地所有者のことを侯外庐氏は「品級地主」という言葉で表現されているが、彼らはま

さに国家あるいは皇帝権力のもとに寄生することによってはじめてその土地所有を認められるわけで、したがってそのことは不可避免的

諸應給永業人、若官爵之内、有解免者、従所解者追、(即解免不盡者、隨所降品追)、其餘名者、依口分例給、自外及有賜田者、並追、(唐開元二五年令)

という制約を伴うことになり、「品級地主の土地に対する所有は、さまざまな『名分』の賜与をとおしてはじめて相対的に合法的な権力を取得したのであり」、彼らの土地に対する権利の範囲は、「皇権の一定の支配をうけ、その土地の権利は一定の条件のもとでは皇帝によって追収・追賜および……没収された⁽¹⁸⁾」といわれる所以もここにある。それに対して一般百姓の土地所有については、例えば均田制下では原則として土地の売買や相続は認められず(Ⅱ口分田)、特定作物の耕種を強制され(Ⅱ戸内永業田)、そうした状況のもとで敢えて土地の集積をはかろうとすれば、

糾賞者、依令、口分之外、知有買匿、聽相糾列、還以此地賞之、至有貧人實非贖長買匿者、苟貪錢貨、詐吐壯丁口分、以與糾人、

と記されているように⁽¹⁹⁾、貧人が金を欲しいばかりに糾人と予めしめしあわせて(おそらく両者とも一般百姓であろう)、余分に買匿してもいないのに、口分田を買匿の田と偽って糾人にその土地を与えるといった⁽²⁰⁾、いわば非合法的な手段でもって口分田売買の禁網をかいくぐるしかなかったのである。このように彼ら百姓(侯氏のいう「庶族地主」を含めて)の土地所有は、国家の強力な土地規制がある限り種々の制約を被るわけであり、そのことは逆にいえば国家の土地規制の弛緩を俟ってはじめて自らの土地所有の伸長をはかることができるということの意味する。その点で

興味深いのは、池田温氏も紹介されている、北齊書卷三八元文遙伝にある次のような記載である。

初文遙自洛遷鄴、惟有地十頃、家貧所資衣食、魏之將季宗姓被侮、有人冒相侵奪、文遙即以與之、及貴、此人尙在、乃將家逃竄、文遙大驚、追加尉撫、還以與之、彼人愧而不受、彼此俱讓、遂爲閑田、

この文の大意は、元文遙は、鄴に遷都したさいに十頃の土地を所有していたが、ある人によって侵奪されてしまった。ところが文遙が貴人になるに及んで、その人は恐れをなして土地を棄てて逃げてしまったというのである。この史料について池田温氏は次のように説明されている。「彼（＝文遙の土地の侵奪者＝筆者）は本来元文遙に対して小作料の形で収穫のなにかしかを納めていたのであったが、主人の權威の衰えに乗じて自ら田主になりすますことができたものと解される。この伝えは、私的土地所有を実現するに社会的勢力がいかに決定的であったかをよく物語っている。榮爵や品秩に伴う大土地所有は、それが具体的に王朝の政治的權威を荷い社会的強制力を付随する限りにおいてのみ可能であったのである」⁽²¹⁾（傍線筆者）。ここには、「品級地主」、「庶族地主」それぞれの土地所有の性格が端的に示されている。つまり、前者は國家の權威、權力に依拠することによってはじめて自らの土地所有を実現させることができるのに対して、後者は國家の權威、權力を止揚することなくしては自らの自由な土地所有を実現することはできないのである。

以上述べてきたことからわかるように、土地国有制論者といえども、土地の一定の私的所有が存在したことを全く無視するわけではなく、ただそのさいにそれらの土地が、最高の地主であるところの國家（及びその人格化たる皇帝）の「最高所有權」から完全に自由であったわけではない、あるいはそこでの「私的所有」は、皇權のもとでは

「相対的」なものにすぎないと考えるところに彼らの特徴があるといつてよいだろう。したがってそこでの土地所有のあり方は、古典古代や近代資本主義社会に見られるような、自由な私的所有、あるいは私有権とは全く性質の異なるものであるということになる。では両者が異なるものであるとすると、その両者の差異を示す特徴はどこに求められるのか。この点を侯外庐氏の所有権論を中心にして少しみてみよう。侯氏はこれについて「运动的所有権」(Bewegliche Eigentum) および「非运动的所有権」(unbewegliche Eigentum) という用語を用いることによって説明されようとする。⁽²²⁾ この用語はかなり難解であり且つマルクスの原意を正しく反映しているかどうか疑問がないわけではないが、ともかく侯氏によれば、「『运动的所有権』とは、土地所有権については、土地が交換されるところの、動的な商品流通の過程に入りこむことを指しており、したがってそれは自由な土地私有権となる」⁽²³⁾ と説明されているところから判断すると、川島武宜氏の、「(近代社会では)物権取引は、もはやかつて物がもっぱら利用の客体として静的に存在していたときとはことなり、常に動的に、取引当事者以外の第三者との交渉と結びつけられている」⁽²⁴⁾ (傍点筆者) という指摘がすぐに想起される。したがって「运动的所有権」とは商品所有権を、それに対して「非运动的所
有権」とは土地の占有 (Besitz) あるいは静的な (≡交換を前提としない) 利用にもとづく所有権を指すものとして理解してよいだろう。そして近代的な所有権が (したがってそれに規定されて土地所有権も) 商品所有の運動法則に規定されて、物に対する使用・収益・処分
の自由といった、いわば純粋な私的所有権のかたちをとることから、「厳密な意味での土地私有権」という法観念は特定の歴史段階のカテゴリーであって、これを封建社会にみだりに適用することはできず、そこでの土地所有は占有 (Besitz) に基礎をおき、その占有が「私有権」として認められるのは、

名分や伝統といった「特権的な形式」にもとづいているからであり（品級地主の土地所有）、また一般農民の場合には、土地に対する「占有権」「使用权」が認められるだけで「所有権」は認められなかったと主張する。⁽²⁵⁾

侯氏がこのように「封建社会」における「厳密な意味での土地私有権」の欠如を説かれることの根底には、「封建的土地所有権および私有財産の實質を明確にすることは、封建社会の経済法則および階級分析に対して、理論的説得力を提供するものであり、その性質を否定したり、それを資本主義の自由な土地私有権と混同したりすることは、理論的な研究のうえで正しいとはいえない」（一四四頁）といった問題意識があり、それ自体の中には正しく評価すべき面もあるが、しかし侯氏の所論には疑問とすべき点がないでもない。例えば侯氏はその論文の題名から示されるように（「关于封建主义生产关系的一些普遍原理」）、「封建社会」における土地所有権の「普遍原理」を追求するとうかたちで、ヨーロッパ封建社会も中国のそれも同一の構造をもつものとして、いわばア・プリオリに論じられている。そのことは例えば侯氏の次のような表現、つまり、

封建的な生産関係は軍事編成の影響を受けており、また法律や政治的特権と絶えず結びついている。……『つまりそれぞれそれぞれの社会的地位によって構成されるところの階層全体』は封建主たる特権階級の利益によって作り出された一種の支配方式なのである。こうした身分的階層制と結合したものが封建主の、土地権力に対するヒエラルヒ的構成である……。 (一三二頁)

という指摘の中に端的に示されており、同氏は西洋中世社会における身分的階層制、ヒエラルヒー（ここでは国王を頂点としてその下に専門的騎士階級が存在し、この両者が支配階級を構成し、最下層には「領主の家産制的支配に服

する」農民が存在する⁽²⁶⁾を、そのまま中国社会の分析に持ちこまれている（つまり西洋、中国それぞれの社会の特質を対比するというのではなく、西洋封建社会の特質を機械的に中国にあてはめるという姿勢が濃厚である）。しかし、中国における皇帝と家産制的官僚集団との間を西洋に見られるようなレーエン制的な関係としてみることは困難であり⁽²⁷⁾、また「特権階級」を構成する集団のみが、「名分」や「伝統」といった「特権的」な形式でもって土地所有者たりえ、それに対して一般農民のばあいは「占有権」「使用权」があるだけで「所有者」たりえないとすることは、中国社会における史実に照らし合わせても正確ではない。それは次節において見る如く、漢代においては一般の農民自身が自由な土地売買を行っていることでもわかり、さらに、そもそも中国における身分体制は良・賤に分かれているだけで、西洋中世にみられるような封建的ヒエラルヒー構成をとっていないのである⁽²⁸⁾。中国における、この土地国有制論に関しては、さらに、それを「封建的土地国有制」として理論構成する点についても賛成しがたい面があるが、これに関しては先に発表した拙稿を参照してもらうことにして、もう一つ、侯氏の「所有権」に対する理解のしかたについて筆者の疑問を指摘しておきたい。侯氏は「所有権」について次のような意味づけをなされている。

経済学、の範疇としていえば所有権（Eigentum）所有制とも訳す——侯氏）がさすのは生産の全社会的関係である。

……したがって所有権……について経済学が把握しなければならないのは、生産関係としてあらわれる、その総和なのであって、単なる法的形式ではない（一一一五頁、なお傍点筆者）。

Eigentum という語はたしかに「所有」とも「所有権」とも訳されるが、しかしそれは「所有」と「所有権」とが同一のものであることを意味するのでは決してない。「所有」が法的範疇に属するのか、それとも経済学的範疇に属す

るのか筆者自身まだよくわからないのであるが、³⁰⁾例えば資本主義社会を例にとって考えてみると、資本主義的所有は「商品」を基礎としており、その商品の交換（＝等価交換）を通じて資本主義的剰余価値が作り出される。これは資本主義社会における経済法則であるといつてよいだろう（きわめて粗略な表現であるが）。しかるに、そこでの法的関係は「自由・平等・ベントム」（マルクス）といわれるように、自由で平等な法的主体者間の契約の形態をとり、しかもその前提としては物（＝商品）を自由に処分しうる権利が所有者に認められていなくてはならない。つまり、「私的所有権」とは、「契約」「法的人格」とともに、資本主義的な商品所有を法的に媒介する一つのモメントにすぎないのであって、「所有」即「所有権」ではないのである。さらに「所有権」とは、それぞれの（あるいは特定の）社会的、経済的な状況を背景にして生み出された人為的＝イデオロギー的な産物（法技術的な産物）なのであって、客観的な経済法則そのものではない。以上の如く考えると、所有権は「生産の全社会的関係」を指すとか、あるいは所有権は「生産関係としてあらわれる、その総和」であるなどという理解がきわめて不正確なものであることがわかるであろう。このような理解は侯外庐氏一人のみならず、多くの論者に共通している。

さて、これまで筆者は土地国有制論者の立場に即しながら論述をすすめて、且ついくつかの疑問点も提示してきた。中国における土地私有、国有論争のもっとも大きな争点は、秦漢以降の中国社会において基本的な生産関係をどこに求めるべきかという点をめぐって行われており、国有制論の側は、皇帝を頂点とする国家と、その直接的支配下にある小農民（「国家佃農」）との間の支配・隷属関係を基本的なものと考え、したがってそこでの土地所有関係は、国家あるいは皇帝の最高所有権の優位のもとに、私人の土地所有は「相対的」なものにすぎず、あるいは「自由な私的所

有権」が欠如するという理解に帰着するわけである。国有制論者のこうした考えは、いくつかの問題点があるにせよ、中国史自体の構造的特質にひきつけながら、そのもとでの土地所有と所有権の具体的な様相をとらえなければならぬとする我々の考え方からすれば、後述する土地私有制論者に比べてかなりの親近感をいだかせるものである。しかるに他方で、土地私有制論が出てくる根拠もまた、それなりにあるわけで、そのもつとも大きな根拠は、漢代を中心にして大量の土地売買に関する史料が存在しているという点にあるよう思われる。そこで次節においてあらためて土地私有制論についてみてみることにしよう。

注(1) この詩句について平中荅次氏は、「それが詠まれた周代の現実在即して考えれば、王が実際に全国の土地と人民を所有し隷屬させていたことを表示するものではなく、王が有していた全国的な政治支配権を、その本源である全土地・全人民に對する名目上の所有統屬關係に於て表示し、それによって『王の土地が廣く、王の臣下が多い』ということを誇張的に表現したものに過ぎなかった」(『中国古代の田制と税法』七—八頁)と述べられている。この語句の本来の意味は氏のいわれるとおりかもしれないが、それにしてもこの詩經に記されている「王土王民」思想が、後代における国家の土地政策のイデオロギー的基盤を提供したことのもつ歴史的意味はきわめて大きいといわねばならない。

(2) 漢書卷二四(食貨志上)

(3) 後漢書卷四九(仲長統伝)

(4) 唐燉煌郡燉煌縣龍勒鄉都鄉里天寶六載鄭恩養戶籍(池田温「中国古代籍帳集録」『北海道大学文学部紀要』十九ノ四、一—一九頁)。同様の記載は唐沙州燉煌縣泉鄉宜禾里大曆四年手實中にも見出すことができる(池田、同、一二九頁、一四一頁)。

なお、これらの、買田に関する記載の存在から、均田法は有名無実で、農民相互間における土地の売買が全く自由であったとまではいえないと思う。ただ西州に比べて均田法がかなり弛緩していたことは事実である。

(5) 陸宣公奏議卷二二均節賦稅恤百姓第六條

(6) 渡辺洋三「近代的土地所有権の法的構造」『社会科学硏究』第一一卷第五・六合併号(五三頁を参照のこと)。

(7) 韓國磐「关于中国封建土地所有制的几点意見」、三〇七頁。

(8) 賀昌群「关于封建的土地国有制問題の一些意見」、二四八頁。但し賀氏の均田制概念は氏独特のものである。『漢唐間封建的国有土地制與均田制』五三頁を参照されたし。

(9) マルクス『資本論』第三卷第六篇第七章第二節労働地代(大月版「マルクス・エンゲルス全集」25b、一〇一四頁)。なお注(29)を参照のこと。

(10) 韓氏や賀氏のように占田・課田制や均田制の実施された範囲を「公田」に限定する考えには賛成できない。例えば占田・課田制について、「国家は単に官有の荒田を丁数にもとづいて分配しただけでなく、『私有地』についても干渉を加えようとした」(唐長孺『魏晉南北朝史論叢、統編』一頁)のであり、均田制についても、それはむしろ一般私人の田を主な対象としたものと考えべきである。

(11) 侯外庐「关于封建主义生产关系的一些普遍原理」、一二八頁。

(12) 賀昌群、前掲論文二五〇頁。

(13) 同右、二五〇頁。

(14) 同右、二五一頁。

(15) 「會遙歷首人田」については、池田温「均田制」(『古代史講座8古代の土地制度』所収)一六九頁注(30)を参照。

- (16) 侯外庐、前掲論文一三四頁。
- (17) 同右、一三四頁。
- (18) 同右、一三四頁および一三五頁。
- (19) 通典卷二食貨二田制下閩東風俗伝。
- (20) なおこの解釈については池田、前掲論文一四八頁を参照されし。
- (21) 同右、一四八—一四九頁。
- (22) 侯外庐、前掲論文一一九頁。侯氏のこの用語はもとマルクスの『経済学・哲学草稿』に由来している。因みにこの用語が用いられている経・哲学稿の当該箇所を邦訳によってみると、「動産所有のほうではまた、産業および運動の諸奇蹟を指し示す。それは近代の児であり、近代の正当な生えぬきの息子である」(国民文庫一二七頁)、あるいは、「動産の方は動産の方で、工業や運動の奇蹟を指示し、動産は近代の子であり、そしてその正統の嫡子であるとする」(岩波文庫一一四頁)となっており、はたして *bewegliche Eigentum* を「运动的所有権」と中国訳してよいのか問題であろう。
- (23) 侯外庐、前掲論文一一九頁。
- (24) 川島武宜『所有権法の理論』二六〇—二六一頁。
- (25) 侯外庐、前掲論文二二〇頁および一二三頁、一三三頁。
- (26) 世良晃志郎『封建社会の法的構造』一一頁。
- (27) この点に関しては例えば川島武宜氏の次のような指摘、「封建社会の特質は、Max Weberによれば、まさに規範関係(権力関係)の定量性乃至有限性にあり、これに反し *Patrimonialismus* においては恣意のはたらく範囲が広く、権力関

係に限度が存在しない。封建的關係の言わば原型である *Lebensbeziehung* は、契約によって固定的に定められた忠実關係 *Treuebeziehung* であり、ここでは人的な忠実義務が権利義務のコスモスとなる」(『法社会学における法の存在構造』二〇八—二〇九頁)を参照されたし。

(28) この点に関しては胡雷如氏の、「ヨーロッパ封建社会においては、領主階級と農奴階級の經濟上における区別と、身分上の境界は完全に一致し……していた。しかるに(中国においては)庶族地主や農民はいずれも土地を買入れて土地所有者あるいは業主になることができたが、彼らは身分の上ではいずれも『編戸齊民』であった。中国にあっては身分と階級は二つの相異った範疇であり、両者は完全には一致していない」(如何正確地理解封建主义生产方式、一六四—一六五頁)という指摘の方が、中国の史実に忠実であると思われる。

(29) 拙文「北魏均田農民の土地『所有權』についての一試論」(『早稲田法学会誌』第二三卷一八二頁以下)を参照されたし。なお土地国有制論者は、マルクスの、「彼らに直接に土地所有者として相對すると同時に主權者として相對するものが……アジアでのように國家であるならば、地代と租税は一致する」(『資本論』第三卷第六篇第四章)という指摘をもつて、これは封建的土地国有制のことを述べたものであるとするが、この考えには賛成できない。なるほどマルクスはこの、アジアにおける地代と租税の一致という現象を、封建的地代のもつとも本源的な勞働地代のところ論述しているが、彼は前資本制社会における地代はすべて封建的Ⅱ農奴制的地代範疇に属するとは決して述べておらず、逆に、「直接勞働者がまだ彼自身の生活手段の生産に必要な生産手段や勞働条件の『占有者』であるという形態では、どの形態でも所有關係は同時に直接的支配・隸屬關係として現われざるをえず、したがって直接生産者は不自由人として現われざるをえないということである。不自由といつても、それは夫役を伴う農奴制から單なる貢納義務に至るまでだんだん弱まるものまでありうる」(同右、傍線筆者)と述べている。また彼は他の箇所でも、「すべての比較的古い形態では、資本家で

はなく土地所有者が他人の剰余労働の直接的取得者として現われる。地代……は歴史的には（今日なおアジア諸民族にあつては最大の規模で）剰余労働の、すなわち無償で行なわれなければならない労働の、一般的な形態として現われる。この場合には、資本の場合とはちがって、この剰余労働の取得は交換によって媒介されてはいないのであつて、その取得の基礎は社会の一部分による他の部分にたいする暴力的支配（したがつてまた直接的奴隸制や農奴制や政治的従属関係）である」（『剰余価値学説史Ⅲ』、大月版「マルクス・エンゲルス全集26Ⅲ」、五一七—五一八頁。なお傍線筆者）と述べており、したがつてマルクス自身の論述に依拠して封建的土地国有制を説くことは誤りであるといわねばならない。

- (30) これに関しては、福島正夫「社会主義の所有（権）体系と資本主義の所有（権）体系」（『比較法学』第七卷第一号）、藤田勇「法範疇としての所有」（『ソヴェト法学』第一巻四号）、B・Π・シユクレドフ『社会主義的所有の基本問題』（岡・西村共訳）等の文献を参照されたし。

第二節 土地私有制論について

前節の最後のところで少しふれておいたように、土地の売買はすでに漢代以来盛んに行われており、そのことは仁井田陞氏らの研究によって明らかにされている。ここでは仁井田氏の紹介されているもののうちから一、二引用させてもらうにとどめる。例えば漢建寧四（A・D・一七一）年土地売買文書（孫成賣地券）には

1 建寧四年九月戊午朔廿八日乙酉左駿廐官大奴孫成從雒陽男子張伯始賣所名有廣德亭部羅佰田一町買錢萬五千錢即

日畢田東比張長卿南

- 2 比許仲異西盡大道北比張伯始根生土著毛物皆屬孫成田中若有尸死男即當爲奴女即當爲婢皆當爲孫成趨
 - 3 走給使田東西南北以大石爲界時傍人樊永張義孫龍異姓樊元祖皆知卷約沽酒各半
とあり、⁽¹⁾左駿廐官大奴孫成が張伯始の所有にかかる廣德亭部の羅佰の田一町を錢一萬五千錢で買いつつた旨が記されている。また、光和七(A・D・一八四)年土地売買文書(中村不折書道博物館)には、
 - 1 光和七年九月癸酉朔六日戊寅平陰男子樊利家從雒陽男子杜譚子ニ弟買
 - 2 石梁亭部桓干東比是伯北田五畝ニ三千并直萬五千變即日畢田比根土著上至天下至黃皆
 - 3 并田南盡佰北東自比譚子西比羽林孟若一旦田爲吏民秦胡名有譚子
 - 4 自當解之時旁人杜子陵李季盛沽酒各半變千無五十
- とあり、平陰の男子樊利家が雒陽の男子杜譚子およびその弟より、石梁亭部の桓干東比是伯北(?)にある田五畝を、一畝につき三千變(≡錢)あわせて一萬五千錢で買いつつた旨が記されている。これらの史料を一見してわかることは、国家が土地売買に干渉している事実(あるいは根拠)が全く見出されないということであり、また「根生土著毛物、皆屬孫成」(建寧四年文書)とか「田比(≡中の意か)根土著、上至天、下至黃、皆并」(光和七年文書)とあるように、新たに所有者となった買主は、その土地に対する排他的、全面的支配を行うことのできる旨の文言があり(仁井田氏は、この種の文言について「ローマ人が土地の所有権の及ぶ範圍を『天まで』また『地まで』といったのに類する」と述べられている)、そのことは「若一旦田爲吏民秦胡所名有、譚子自當解之」とある第三者追奪担保文言とともに、当時すでに相当、法的な取引行為が発達していたことを予想させる。何故ならばこのような法的行為は

人々の間で法的主体性が確立し、しかもその行為に伴う法律効果を保障するための客観的な強制秩序が村落において存在することを前提とするからである。根本史料においてこのような土地の自由な売買の存在を見出すことができる以上、例えば董仲舒の上言にある、

至秦則不然、用商鞅之法、改帝王之制、除井田、民得賣買、富者田連仞佰、貧者亡立錐之地、

という記載も、商鞅变法によって井田制が崩れたという董仲舒の考えはさておき、土地売買が当時相当広汎に行われていたであろうことを示すものである。平中荅次氏の指摘によれば、漢代もまだ文帝の時代は自作小農民が多数を占め、地主的土地所有制はまだ一般化していなかったとのことであるが、やがて、

漢氏減輕田租、三十而稅一、常有更賦、罷癘咸出、而豪民侵陵、分田劫假〔師古曰、分田謂貧者無田而取富人田耕種、共分其所收也、假亦謂貧人賃富人之田也、劫者富人劫奪其稅、侵欺之也〕、厥名三十、實什稅五也、

といった状況が現出してくることに成り、このように貧民が豪民の土地を小作せざるを得なくなる契機の一つとして、土地の売買をとおしての小農民の無田化があったということが出来る。先述したように、土地国有制論者は皇帝を頂点とする国家権力と小農民との一元的な支配・隷属関係を基本的なものであると考えるのに対して、土地私有制論者は、この「豪民侵陵、分田劫假」に見られるような、地主による小農民支配を基本的な生産関係と考える（地主的土地所有制）。したがって国有制論者が王莽の王田制を国有制の一つの現われとして重視するのに対しても、漢書食貨志の先の記載につづけて

今更名天下田曰王田、奴婢曰私屬、皆不得賣買、……制度又不定、吏緣爲姦、天下瞽瞍、然陷刑者衆、後三年、莽

知民愁、下詔、諸食王田及私屬、皆得賣買、勿拘旨法、

とあるように、王田の理念はともかくとして現実の社会においては土地売買の流れには抗すべくもなかったと考えられる。漢代において、国家からの具体的な干渉なく土地の自由な売買が行われたこと、このことが私有制論者をして土地の私的所有を語らせる有力な根拠となっている。⁽⁷⁾

ところで、土地私有制論者に特徴的なことは、国家権力による土地規制があるばあいでも、そこでの権力を所有制秩序の外にあるものとして、つまり国家権力と私的経済秩序との峻別という、二元論的なとらえ方でもって理解する考え方が有力であるということである。例えば、

秦の統一以後、『六合之内、皇帝之土』といわれたが、これは単に専制的な帝王の、国家に対する最高至上の権力を表示したものにすぎず、決して土地所有制にまで及ぶものではない。……土地私有制は客観的な経済状況によって作り出されるものであり、どんな権力をもった皇帝であろうとも、それを改めることはできないからである。⁽⁸⁾

(楊志玖)

漢武帝時代の緡錢令は、政治と法律の手段を用いて地主及び商人の土地を没収し公田としたものである。このことは、政府が彼らの土地に対して実際には所有権を有していなかったが故に、没収にさいして暴力を用いざるを得なかったことを示している。しかし正常な状況のもとでは土地私有権に対する干渉は行われず、民田に対してはその価値を支払った。⁽⁹⁾(同)

とか、

封建的専制主義国家の、地主的土地所有に対するある種の制限、あるいは支配権力の存在は、土地私有制の存否を議論するさいに絶えず出てくる問題である。歴史上、中国の封建的専制主義政権が「最高の支配権者」として現われるという事実が見られる。しかしこれは、国家が最高の、あるいは唯一の所有者であることを示すものではない。

逆にこうした支配権は土地私有権の存在を前提とすることをものごとがたっている。何故ならば政治的、あるいはより明確にいえば暴力的な支配や制限は、まさにそれに先んじて私有制が存在していることを前提としているからである。⁽¹⁰⁾
(田澤濱)

といった表現の中から読みとることができ(傍線筆者)。国有制論者が皇帝の「最高所有権」をまさに所有権秩序の内部にくり込むことによつて、そのもとでの私人の土地所有は「相対的」に「私有権」を有するにすぎない、あるいは「厳密な意味での」私的所有は存在しないと考えるのに対し、私有制論者は、国家の側からのそうした権力は、所有権秩序のいわば外部にあるものとして、しかも「暴力」をとおして外在的に干渉してくるものにすぎないと考えるわけで、ここに両者の、国家と土地所有との関連づけに関する認識の違いの一端を見ることができ。しかのみならず、国有制論者が、曹魏の屯田制、西晋の占田・課田制、北魏より隋唐にかけての均田制を土地国有制の観点から非常に重視するのに対して、私有制論者は、曹魏の屯田制については、『今承大乱之後、民人分散、土業無主』(三国志卷一五司馬朗伝)といった状況のもとにおいてのみ実施されたものにすぎないとし、また西晋の占田・課田制についても官無地という一部の土地についてのみ行われたものと考え。さらに北魏以後の均田制についても、例えば北宋時代の劉恕の

後魏均田制度、似今世佃官田及絶戸田出租稅、非如三代井田也、

という指摘⁽¹¹⁾、元代の馬端臨の

皆荒閑無主之田、必諸遠流配謫無子孫及戸絶者、墟宅桑榆、盡爲公田、以供授受、則固非盡奪富者之田、以予貧人也、

という指摘⁽¹²⁾を引用して、均田制は宋代における官田小作のようなもの、あるいは無主化した公田のみを対象にして行われたものにすぎず、私人のもとからの所有地にはふれることはなかったと考⁽¹³⁾える。ただここで注意しなければならぬのは、私有制論者が後代（宋、元代）の人間の所見でもってそのまま北魏以後の均田制を推し測るのは危険であるということである。つまり後代の人間は、彼らのおかれた状況のもので、そこでの土地制度に引きつけながら前代の土地制度を考えるわけで、例えば劉恕が、後魏の均田制度を今（＝北宋）の官田小作のようなものであるというばあい、均田制下では露田（口分田）が法のたてまえでは官田ではなくまさに「私田」として意識されていたことの説明は何らなされていない⁽¹⁴⁾。ところで私有制論者は、この「私田」なる概念を土地私有制の論拠として用いることが多⁽¹⁵⁾い。例え⁽¹⁶⁾ば

漢代にはかなりの「公田」が存在していたが、この「公田」の存在は、それに対立して「私田」があったことを意味する。「公田」が国有地である以上、公田以外の土地（私田―筆者）は明らかに私有地であった⁽¹⁵⁾。（楊志玖）
とか、

中国封建国家は昔から土地の私有を認めており、土地の売買も許されていた。唐代においても「公・私」、「官・私」

といった土地の区分があり、土地売買も絶対に許されていない⁽¹⁶⁾。(汪錢)

といった考え方の中にもそのことがうかがわれる。そして、この「私田」概念をもって土地私有制のメルクマールとする考え方は、日本においても仁井田陞氏らによって唱えられているわけであるが、そのばあい「私田」が何故に私的所有地でありうるのかについての論理的意味づけがなされなければならないであろう。先の楊志玖氏の、公田≡国有地、私田≡私有地という考えは、例えば明・清代の学者顧炎武の

官田官之田也、國家之所有、而耕者猶人家之佃戶也、民田民自有之田也、

という考⁽¹⁷⁾えに非常に近いわけであり、この顧炎武の考えはさきの劉恕、馬端臨の考えの連続線上にあるといっている。たしかに宋代以降においては例えば紹興二九(一一五九)年、營田の出售にさいして

兩浙轉運司言、申括到平江府省田一十六萬六千七百二十八畝、每畝納上供省苗三斗三升六合、計米三萬九千四十七石、今若出賣、便爲私田、上輸二稅、暗失上供歲額米、乃止、

とあるように、營田(≡国有地)を出售することによって「私田」とされたのであり、そして一旦「私田」とされると、「民田民自有之田」(≡私有地)になり、それが國家の所有にかかると「官田」と區別されたことは間違いない(したがって、このような「私田」の所有者がその土地を自由に売買できたであろうことも容易に想像できる)。このような史料の存することは、一見、売買の有無をもって私有のメルクマールにする私有制論者の側に有利なようにみえる。しかし問題はこうした宋代以降における官(公)田および民(私)田概念をそのまま唐代以前にまでさかのぼらせることができるかということである。管見の及ぶ限りでは、こうした官(公)田の「出售」というような事例は唐

代までの社会では見出されない。すなわち、例えば

(元和元年二月詔曰) 其令郡國、募人無田、欲徙它界、就肥饒者、恣聽之、到在所、賜給公田、(後漢書卷三肅宗孝章帝紀)

とか、

諸遠流配謫、無子孫及戸絶者、墟宅桑榆、盡爲公田、以供授受、授受之次、給其所親、(魏書食貨志)

とあるように、公田の賜給、給授ということはあっても、公田を出售するということはないのである。しかも後者の史料からわかるように、公田であっても一旦分給されるとそれは私田となるのである。何故ならこの魏書食貨志所載の均田規定は、一般百姓の田地を対象にしているのであって、彼らの田地が公田ではなくて私田であることは仁井田氏らによって明らかにされているところであり、それにもかかわらず、こうした「私田」が國家の還受の対象になっているというものは、「私田」をもって私的所有地とすることを疑問とさせるものである。また、こうした「私田」に對比される意味での「公田」、例えば職分田についても

(天寶五寶) 慎矜遷戸部侍郎、……林甫見慎矜受主恩、心嫉之、又知王鉞於慎矜有間、又誘而略之、鉞乃伺其隙、以陷之、慎矜奪鉞職田、(旧唐書卷一〇五楊慎矜傳)

とあり、職(分)田(≡公田)が国有地であるとするなら、この記載にある「鉞の職田」というようなことは理解しがたい。こうした事例からわかることは、少なくとも唐代までの時代においては、公田は国有地であり、私田は私所有地であるというものは何ら示されておらず、むしろ、唐以前における「公・私田」概念を理解するためには、公・私

田を問わずすべての土地は究極的には皇帝のもとに帰属するという思想（王土思想）を前提として、考えなければならぬことをものがたっている。そこでは、法のたてまえとしてはあくまで「田里不粥、受之於公」という態度でもって貫かれており、国家法のレヴェルで土地売買が容認されていた宋代以降とでは、同じ「私田」といってもその性格および当時の人々の認識のしかたには転換があるといわなければならない。土地売買の可否をもって私有地の有無を判断し、且つそうした私有地を「私田」範疇でとらえようとする土地私有制論者は、口分田が「私田」であり、にもかかわらずそうした私田の売買は国家法の次元では許されていなかったという点をどのように説明するのであろうか。この点に関して同じ私有制論者でも説明のしかたに微妙な相違がある。土地売買ができないことは土地国有を意味するとあっさり認めたくえで、この国有制の行われた範囲をできるだけ狭く解する考え方（均田制は官田のうえで行われたものすぎない⁽¹⁹⁾）や、均田制下でも土地の売買が絶対的に禁止されていたわけではないとして、職分公田の売買（「自宣武出獵以來、始以永賜、得聽賣買」）や、戸内永業田の売買、口分田の条件付売買（「樂遷就寬郷者、并聽賣口分、賣充住宅邸店碾磑者、雖非樂遷、亦聽私賣」）といった事例を挙げて補強する考え方がそこに見出される。しかしいづれにせよ「私田」が私有地であり、そのメルクマールは売買にあるという私有制論者の説明は、少なくとも均田制に関しては歯切れの悪いものとなっている。それは丁度、国有制論者が、漢代以来見られる土地売買の現象に対して非常に苦しい説明をするのに対比される。例えば侯外廬氏は、「封建社会に土地の売買があるように、ブルジョア社会にも土地の売買がある。その売買の形式はいずれも法の形式をとって行われる。前者は形式的な不平等（経済外的な——侯）を基礎とし、後者は形式的平等（商品形態）を基礎としている⁽²⁰⁾」といわれるが、少なく

とも先に掲げた土地売買文書などを見ると、両当事者の売買行為が「経済外的な」(ausserökonomischer, non-economic) 関係にもとづいているとは考えられない。国有制論の立場からは、漢代に見られるような土地の自由な売買の存在が、また私有制論の立場からは均田制に見られるような土地売買の禁止が、それぞれの理論の貫徹を妨げているわけである。そしてここにおいて、国有制論者は一定の、土地私有的性格を認めざるを得ず、また私有制論者も土地の私有に対する制限的モメントを認めざるを得ないわけで、皇帝の「最高所有権」を前提としつつ、そのもとの土地私有の「相対的」性格を説いたり(賀昌群)、中国「封建社会」の土地私有は「厳密な意味での土地私有権」ではない(侯外庐)とする国有制論の見解が出てくる一方で、「封建社会の土地所有権は経済的形態以外にさらに政治権力を具えている」⁽²²⁾(唐陶华)、「資本主義的な土地所有は純粋な経済的形態であり、それに対して封建社会の土地所有は政治的権力や社会的地位などと結びついている」⁽²³⁾(楊志玖)、「法意識の面からいえば封建社会においてはもっぱら最高の主権者たる国家、およびその人格化たる皇帝が一切の財産に対して絶対的な支配権を有するのであり、人々の私有財産は国家、皇帝の最高支配権を受けた。……しかるに経済的意義からいえば封建社会にもまた土地私有制がある……。中国封建社会にはただ土地国有制があるだけであるというのは、一種の法観念を説明しているだけでこれを経済的側面よりみるならば歴史的事実に合致しない」⁽²⁴⁾(华山) などという私有制論者の見解が出てくるわけである。そして我々はここに、両者とも土地の私的所有の完全無制約性を否定するという点においては共通する面のあることを見出すのである。にもかかわらず、両者の土地所有権論に違いが生ずるのは、国家またはその人格化たる皇帝の「最高支配権」を「最高所有権」として所有権秩序の中に内在化させるのか、それとも所有権の世界からそれを排除

するの点にかかっているのである。そこで次節においてこの問題に関して少し検討してみることしよう。

(注1) 仁井田陞「漢魏六朝の土地賣買文書」(『中国法制史研究、土地法・取引法』所収)四三七頁。

(2) 同右、四四三―四四四頁。

(3) 同右、四三六頁。なお原田慶吉、「註釈学派以来、土地の所有権の及ぶ範囲を『天まび』(usque ad coelum)『地〇奥底まび』(usque ad inferos)と稱する」(『ローマ法』一〇一―一〇二頁)。お互いに没交渉であるにかかわらず自由な私的取引行為が存在するところでは、同じような文言が見出されることはきわめて興味ある現象といわねばならない。

(4) 漢書卷二四食貨志上

(5) 「孝文皇帝、承亡周亂秦、兵革之後、天下空虛、政務勸農桑、帥旨節儉、民始充實、未有并兼之害、故不爲民田及奴婢爲限」(漢書卷二四食貨志上)。なお平中芥次『中国古代の田制と税法』一〇三頁。

(6) 同右

(7) 例えば、「すべての土地私有権の共通の特徴は、土地の売買とその主権の譲渡にある」(田澤濱「关于封建土地所有制問題の商榷」二七〇頁)とか、「自由な土地所有権をもっていたところの古典古代や近代において、土地の売買を所有権の重要なメルクマールにすることができると以上、封建社会において人々の財産に対する自由が制限を受けたときさえ、土地売買の権利があったということは、土地に対して所有権を有していたことの証明になる」(楊志玖「关于中国封建社会土地所有制的理論和史実問題的一般考察」一九二頁)という指摘。

(8) 楊志玖、同右、二〇〇頁。

- (9) 同右、二〇一頁。
- (10) 田澤濱「关于中国封建土地所有制討論中的几个理論問題」二八二—二八三頁。
- (11) 王海卷一七六唐口分世業田
- (12) 文献通考卷二田賦二
- (13) 楊志玖、前揭論文、二〇三—二〇五頁。
- (14) 仁井田陞「中国・日本古代の土地私有制」(『中国法制史研究、土地法・取引法』所収)七〇—七一頁を参照されたし。
- (15) 楊志玖、前揭論文、二〇一頁。
- (16) 汪錢「从剝削关系看封建土地所有制的性質」、二一一頁。
- (17) 日知錄卷一〇蘇松二府田賦之重
- (18) 文献通考卷七田賦七
- (19) 楊志玖、前揭論文、一九三頁。
- (20) 高敏「我国封建社会没有土地私有制嗎？」二八八—二八九頁。
- (21) 侯外庐、前揭論文、一二八頁。
- (22) 唐陶华「关于封建社会土地所有制的性質問題」一七六頁。
- (23) 楊志玖、前揭論文、一九一頁。
- (24) 华山「关于我国封建社会土地所有制的一些意見」二三八—二三九頁。

第三節 小 括

前節の最後のところで、中国における土地国有・私有論争の問題点の一端が、両者の間にあっては、国家と土地所有および所有権との間の関連（つまり近代市民社会に典型的に見られるように土地所有（権）の世界をいわゆる純私法的なレヴェルでとらえ、国家のそれへの介入を「経済外的」なものとしてその世界から排除することが論理的に可能なかどうか）についての認識のしかたの相違にあるのではないかという指摘をしておいた。ところで、「所有」と「所有権」についての論理的関連性については、土地私有制論者、国有制論者のいずれも明確な認識があるわけではなく、というよりもそこでは両者は同一のレヴェルのものとして（やや安易に）とらえられているように思われる。今ここでこの問題を議論するだけの能力を筆者はもちあわせていないが、ただ、国家およびその人格化たる皇帝の土地支配と「所有権」の問題に関しては、筆者なりに（多少思いつきの感を免れ難いが）一応の考えを述べておかなければならないであろう。そこでこの議論に入るわけだが、その前に前節で論じ残していたいくつかの問題点について予め処理しておかなければならない。

第二節において私有制論をみたさいに、そこでの論者は、秦漢以降における基本的な生産関係を地主的土地所有制にもとめ、中国の「封建社会」を地主的土地所有制の優位のもとに理解しようとする傾向のあることを指摘しておいた。ところで、こうした私有制論者の見解は、国有制論者に対して、彼ら（＝国有制論者）の考えが皇帝と農民の関

係に一面化しているとして、「土地国有制およびそこから生ずる官・民の矛盾に一面化することは、当時の基本的な階級矛盾をおおいかくすことになり、国家はもはや階級国家ではなく、封建地主を代表するでもなく、さりとて農民を代表するでもない……ところの超階級的な機構に変質してしまっている」⁽¹⁾(田澤濱)という批判を行う。このような私有制論者の考えが出てくる背景には、先にも述べたように国家権力と私的経済秩序を峻別し、私的経済秩序において優位にある「封建地主」の利害は、その階級を代表する国家によって当然保護されるはずであるということを前提にしているように思われる。しかるにこのことを論証するためには、まず当時における国家の直接的な物的基礎が「封建地主」階級のところにあり、且つ「封建地主」の利害を代表するものであったということが史実に即して証明されなければならないであろう。この点に関連して興味深いのは重田徳氏の次のような指摘である。宋代以降、在地において地主―佃戸制が発展してくることは諸家のよく説かれるところであるが、重田氏によればかかる地主・佃戸制が体制的に確立するのは清代地丁銀成立以後のことであり、そこにおいてはじめて「清朝権力は明瞭に地主制的権力、すなわち地主制の基礎にたち、その維持のための権力としてたちあらわれる」⁽²⁾とされ、それ以前の段階では「むしろ国家権力と一般農民との對抗関係を基軸として(里甲体制が―筆者)構想され、したがって地主―佃戸関係そのものも、かかる関係の外延上において処理されていた」⁽³⁾とのことである。この重田氏の所論が正しいとすれば、中国における土地私有制論者の予想するような、「封建地主」の利害を正面から体制的に代表する国家が存在するようになるのは清代以降ということになる。もちろん国家権力が一般小農民を直接の支配対象としていたとしても、地主―佃戸制が発展してくる宋代以降と唐代までとは、その間に歴史上の一大転換があるわけで、同一には論じ得な

いが、ひるがえって、唐代までの、国家の直接的な支配対象を良民身分としての一般小農民におくという、政治的経済的体制は、その原型を夙に秦漢帝国の成立の中に求めることができる。そしてそこでは、皇帝を頂点とする中央集権的な国家権力が、自らの龐大な官僚機構や軍事力を維持していくために、その直接的な物的基盤を良民身分として秩序づけられたところの小農民の労働力および労働生産物に求めたことはいうまでもないことである。したがって、国家による小農民の一元的支配を貫くためには、国家体制の枠外にある私的大土地所有制のもとにそれらの小農民が隷属していくことは絶えず政策的に排除されることとなったのである（歴代王朝のもとの括戸政策を想起されたし）。このように述べると、当時の国家は「封建地主を代表するでもなく、さりとて農民を代表するでもない……ところの超階級的な機構に変質」してしまふという印象を与えるかもしれない。しかしこの点こそ当時における国家権力の性格を考えるうえでの非常な困難さと特異さがあるといわねばならない。つまり、国家は本質的に階級的性格をもつにもかかわらず、それが「超階級的」な性格をもって立ち現われるという、一種の幻想的機能を併せもっているわけで、いわばこうした国家の「超階級性」を成り立たせている根拠をそれぞれの歴史的社会で追求するところに歴史的研究の一つの意義があるといわなければならない。⁽⁴⁾

以上のことと関連して、土地私有制論者のいう「地主的土地所有制」について疑問とすべき第二点は、それを封建的な土地所有制として自命視している点である。中国社会において、私的大土地所有制が存在していたことは事実であるが、そこでの土地所有関係が社会経済史的な意味での封建的なものであるのか、またその発展を容易にするだけの条件が具備されていたのかどうか論じられなければならないはずである。一般に封建的な土地所有関係とい

得るためには、土地所有者とそこでの直接生産者の関係が人格的な支配隷属関係で貫かれ、且つ名目的な土地所有者が自らの土地所有を実現するためには（＝地代の収奪）、実質的な土地所有者である農奴、あるいは封建的な自営小農民に対して「経済外的強制」を不可欠のものとしてざるを得ないという関係がなければならない。しかるに、少なくとも秦漢以来唐に至る社会では、「経済外的強制」の典型ともいえる軍事力や裁判権力は専制国家のもとに一手に独占されており、その意味では、「地主的土地所有制」は「経済外的強制」を実現させるべき手段を欠いていたといわなければならない。⁵⁾ また、封建社会であるならば当然起こり得べきはずの、地代の減免などの農民の要求や一揆が、唐代までの史料には全く現われてこないという点も見逃すことができない。⁶⁾ のみならず、秦漢、魏晉南北朝、隋唐という時代は一方において大量の奴婢（＝奴隸）を絶えず再生産させているわけで、そこでの「地主的土地所有制」を封建的なものであるとすると、封建制と奴隸制が絶えず並存している社会ということになる。これらの現象はいずれも結局、専制的な国家権力による一元的な小農民支配という視野の中で「地主的土地所有制」の問題も考えなければならぬことを意味しており、私有制論者の視点はおのづからこの点を欠如させているといわざるを得ない。

さらに、土地売買の存在をもつて土地の私有制を説く私有制論者の見解は、まさに逆にそうした土地の売買と一定の私的所有が存在したにもかかわらず、何故にあの「王土王民」思想にうらうちされた専制的な国家権力（およびそのもとでの皇帝の最高支配権）の出現が可能となったかについての説明が欠落してしまっている。土地の売買や私有性は、古代ローマにおいても見られるわけで、にもかかわらずそこではいわゆる「古典古代的共同体」といわれるような政治体制をつくり出しているのである。したがって土地の売買や私的所有の性格を強調するだけでは秦漢帝国に

みられる、あのデスポティックな政治体制の成立を説明することはできず、さらに隋唐の均田体制の出現も説明できず、そのもとで形成されてきた「律令」法体系という、すぐれて中国社会の胎内で生み出されてきたところの法体系の独自の性格も見失う傾向を有することになる。私有制論者が、国家の土地に対する最高支配権を「暴力」として、また「経済外」的なものとして、土地所有の性格から排除しようとする傾向のあることについては、さきにも指摘してきたが、重要なことは、この「暴力」、「経済外」的な支配がいかにして可能となったのか、且つまた、国家の最高支配権がはたして「暴力的」、「経済外」的なものとして土地所有（権）の世界から排除できるのか、がどうしても問われなければならない。このうち前者の、専制国家の出現を可能にしたその物的基盤の究明に関しては、日本における中国史研究者が精力的に研究を進めてきた分野の一つであり、いくつかの貴重な労作をそこに見出すことができるが、⁽⁷⁾我々法史学研究者にとって手に余る難問題であり、ここではさしあたり後者の問題にひきつけて議論してみたい。

筆者は第一節において、土地国有制論が生まれてくる中国史自体の歴史的背景として、「普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣」という王土王民思想や井田思想が歴代の支配層の意識の中に流れていることを指摘しておいた。このようなことを指摘しておいたのは、古代ローマ法と並び称される中国の「律令」法がまさにこの「王土王民」思想を有する支配者層の意識の所産にはかならないこと、したがって土地の所有をめぐる法的な関係についても、この支配層の意識が当然反映されることになるのではないかという予想があったからである。もちろん王土思想があったとしても、先にも引用した如く、「官田ハ官ノ田ナリ、國家ノ有スル所ナリ。……民田ハ民自ズカラ有スルノ田ナリ」

(清初、顧炎武) という認識と、「夫レ以フニ土地ハ王者ノ有スル所ニシテ、耕稼ハ農夫ノ爲ス所ナリ」(唐代、陸贄) という認識とを比較してみればわかるように、民田(≡私田)は民の私有であるという認識は、唐代の陸贄の、土地は王者の所有にかかる(したがって官田であろうと私田であろうとそれはすべて王者の所有のもとにある)という認識からははるかに発展しており、これは結局、唐・宋を境にして土地所有制のうえで大きな変化があったこと(土地の売買や質入に対する国家の容認化)をものがたるものである。ところでこの「王土王民」思想にもとづく土地政策は、唐代にいたるまでの歴代王朝の絶えず志向してきたところのものであり、その最も完成されたかたちを北魏以来の均田体制と、「律令」法体系の中に見出すことについては異論はないであろう。唐律疏議卷一二戸婚律「諸賣口分田」条の疏議にいうところの、「口分田、謂計口受之、……輒賣者、禮云、田里不粥、受之於公、不得私自鬻賣」とか、同卷一三「諸占田過限」条の疏議にいうところの、「王者制法、農田百畝、其官人永業準品、及老小寡妻、受田各有等級」などはそのよい例である。田令や律に規定されている、土地売買の禁止、土地所有の制限、土地の還受、特定作物の耕作強制等々に関する諸規定は法と、それらの規定が現実にはどのように行われていたかということは、全く別個の問題であって(後者が重要でないということではない)、ここで重要なことは、それらの規定が支配層、とりわけ特定の法律家集団の思惟物であって、それが国家という公権力を媒介することによって一定の普遍的性格を担って生み出された、「法」そのものにはかならないということである。マルクスは古代ローマの私的所有権について、「私的所有の本来の根拠は占有であるが、これは一つの事実、説明しがたい、一つの事実であって権利などではない。社会が事実上の占有にあたえる法的諸規定によってはじめてそれは合法的占有、私的所有という性格を得るの

である」⁽⁸⁾（傍点マルクス）と述べているが、この「社会が事実上の占有にあたえる法的諸規定」は、それぞれの国のおかれた社会的経済的条件によって制約されると同時に、より直接的には、その当該社会における法律家集団の思想、イデオロギーの影響を強く反映するということである。「所有権」という法的範疇もその例外ではあり得ない。近代的な「所有権」概念が、近代（＝ブルジョア社会）の商品所有の運動を法的に保障すべく、「ローマ法にその原型をもつ現存の抽象的私法の諸カテゴリーを適用することによって」⁽⁹⁾（マルクス）生み出された如く（絶対的所有権）概念）、また、「雑種的で、二元的で、分裂的な本質をもつ」（同上）中世ヨーロッパの土地所有が、例えば中世イタリアの註釈学派の手をとおして *dominium directum* と *dominium utile* というかたちで「分割所有権」として概念構成された如く⁽¹⁰⁾、「所有権」概念はそれぞれの時代の人間によって生み出された意識の所産なのである。では中国においてはどうかなのか。中国における法は「律令」のかたちで体系化されているわけであるが（宋代以降になると皇帝の「詔勅」が従来以上に重視されてくるが）、この「律令」が晋代においては張斐、杜預らによって（晉律令）、また唐代においては長孫無忌およびその他の明法家集団などによって直接的には、作り出されてきたことは、中田薫氏の指摘される⁽¹¹⁾ところである。そして彼らによって作り出された土地所有についての法が、ローマ法に見られるような「抽象的、絶対的所有権」概念⁽¹²⁾とは全く異った性格を付与されているとすれば、それは彼ら自身のおかれた中国社会の特質に規定されていたことに由来するのである。中国においても私人相互間の自由な土地売買が行われた時期があったのであり、もし、法律家集団がこれらの私人の利害を代表して彼ら相互間の取引関係を法的に秩序づけるといふ作業に従事するようなものであったら（ローマの法学者の関心がいわゆる「公法」には殆

んどなく、私法、つまり「個人の利益に関する」quod ad singulorum utilitatem spectat 法に傾注されたことを想起されたし¹³⁾、「律令」法とはおよそ異ったところの、いわゆる私法体系がつくり出されていたであろう。しかし現実には彼らのおかれた状況は専制的な中央集権国家が存在し、彼ら自身がその専制的な皇帝の官僚であり、また全ての土地と人民は皇帝のもとに帰属するという当時の支配層のイデオロギーのもとにあった以上、彼らは、いかにしたらすべての土地と人民を支配し服従させることができるかということについての法技術は発達させても、法を「権利」(Recht)として考えることに無関心であったことはいわば必然であった。したがってそうした状況のもとでは、いくら私人の土地所有が存在してもその上には絶えず皇帝の「最高所有権」が超越してあることが法のうえで予定されており、私人の土地所有が「私的、所有権」として法の世界において認められることはなかったのである。¹⁴⁾

以上土地私有・国有制論争について私見を述べてきたが、そこでの議論はあくまで「法」のレベルでのものにならず、現実の社会でその法がどのように機能したのか、あるいは私人の土地所有に対して法がどのようににかぶさってき、それによって土地所有のうえでのどのような変容があったのか(それともなかったのか)についてはまだ未検討のままに残されている。そして我々はそれを唐代における西州(もと高昌国)社会の中において、なまの姿で見ることにしたい。ところで次章においてそれを見る前に、ここで何故唐代の西州を分析の素材に選んだかについて私見を述べておきたい。さきにも見てきた如く、中国における土地私有・国有論争があつかう時代の対象は、秦漢から隋唐、さらには宋、明代にまで及んでおり、例えば漢代(および宋代以降)における土地の自由な売買に重きをおく論者は私有制説に、均田制(あるいは曹魏の屯田制、西晋の占田・課田制)に重きをおく論者は国有制説に傾きがちであっ

た。自分の理論を有利に導くためには自分だけで有利な史料を用いるということは、ある程度やむを得ないことであるが、ばあいによってはそれがお互いの論争をすれ違いにさせるといふ危険性ももっている。したがってこの論争をより実りのあるものとするためには、ある特定の時代を対象に選んで、その特定の対象物について議論しあうということも必要であると思われる。そのさいどの時代および社会を対象に選ぶべきかということはむづかしい問題であるが、まず、我々がおよそ前近代社会における土地所有の態様を考えるばあいに、権力の問題を抜きにすることはできず——土地所有の純粋な経済的形態などというのはそこではあり得ない——、そのさい土地所有と権力との関係をもっとも強烈なかたちで反映している社会を選ぶということが分析の視座として重要であると思われる（中国における土地私有制論者にはこの視点が希薄である）。そのばあいに、いわば発生史論的視点から、「王土王民」思想を背景にしながら、小農民に対する一元的支配を基礎として成立した秦漢帝国のもとの土地所有のあり方を対象に選ぶのも一つの方法であろう。また、「王土王民」思想にもとづいた土地所有制が最高度に発展した唐代の社会を分析の対象に選ぶことも可能であろう。筆者が後者の時代を選んだのは、一つには自分の研究対象を現在のところ均田法においているということにもよるが、さらに、もっとも完成された形態をとおしてその原型を見、また完成されたものの胎内に宿されている矛盾が後代の社会においてどうなるのかということを見るさいに唐代という社会が有利な条件を占めているのではないかという、筆者自身の考えにも由る。そして唐代のうちでも西州という社会を分析の対象に選んだのは、土地所有関係を知るうえで正史等の文献史料からはうかがうことのできない、生きた史料（多くの文書類）がその地から発見されており、いわば唐代における土地所有の理念と現実との関係をもっともよく知ること

ができるのではないかと思われるからである。

注(1) 田澤濱「关于封建土地所有制問題的商榷」二七二頁。

(2) 重田徳「清朝農民支配の歴史的特質」『前近代アジアの法と社会』所収) 四〇四頁。

(3) 同右、三九九頁。

(4) いかなる国家であろうとも、それが公權力(Gewalt)としての性格を保持していくためには、市民社会(広義の)の経済的秩序(生産・再生産)を統括し秩序づけるという機能を果たさなければならない。そのさい、近代市民国家においては、市民社会における生産再生産が商品交換(＝等価交換)によって貫かれることから、国家は「夜警国家」としての機能に終止することが期待される(といってもそこでの国家が弱体であることを決して意味するものではなく、それまでの国家のなかで最強の権力を有する)。つまりここでは、抽象的な市民相間の形式的な自由・平等の関係をそのまま維持し、秩序づけることで経済的な剰余価値の創出が確保され、その限りで国家の階級的な機能が果たされるわけである(以上のことは勿論近代国家のイデオロギクスである。また現代における国家独占資本主義とよばれるような段階になると、資本の再生産に国家が積極的に介入せざるを得なくなっている)。このような市民国家の像をもって前近代社会、とりわけ本稿の対象とするような中国古代国家を眺めると、恰かもそれはむき出しの暴力的支配の如き印象を与える。たしかにここでは、国家が小農民の労働力および労働生産物を直接収奪しており(＝不等価交換)、その意味ではまさに暴力的支配といえる。しかしそうした暴力的支配を貫くためには、国家は他方において小農民の生産、再生産に積極的に介入し、それを確保してやらねばならないのであり(「均田思想」が絶えず出てくる根拠はここにある)、そうした国家の、市民社会(広義の)の生産、再生産に対する積極的な介入をとおして農民の生活が保たれているともいえる。その

さい、秦漢帝国以来の「公田」の担った機能を分析する必要があるし、また、国家のそうした支配を「正当化」するイデオロギーの分析もきわめて重要である。その試みの一つとして、西嶋定生氏の『中国古代帝国の形成と構造——二十等爵制の研究——』は高く評価されなければならない。というよりも、法の歴史的な分析という我々の仕事はそこから始めて始まるともいえる。

(5) もとより軍事力や裁判権力の有無をもって経済外的強制の存否を論ずるなら、中国における地主的土地所有を保障（＝実現）する経済外的強制は始終存在しなかったことになる。その点で、中国中世における地主的土地所有制が十世紀以降盛んになる「同族結合」的な村落共同体によって担保されていた旨の仁井田陞氏の指摘は（『中国の同族又は村落の土地所有問題』、『土地所有の史的研究』所収）中国における経済外的強制の態様を考えるうえで重要な指摘である。

(6) この点で賀昌群氏の、「唐以前の農民一揆にはいずれも土地に対する要求が提起されなくて、宋代になってはじめて提起されるようになった」（前掲論文二五九頁）は示唆に富む。それに対して鄧茂七の乱に見られるような、地代の減免や廃止などの具体的な要求を掲げた農民の闘争は、まさに封建社会における農民の抵抗力の発展と成熟をものがたるものである。この点については、田中正俊「民変・抗租奴変」〔『世界の歴史11ゆらぐ中華帝国』所収〕を参照されたし。

(7) 例えば増淵龍夫「古代専制主義の成立とその基盤」〔『中国古代の社会と国家』所収〕、西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造』とくにその第五章以下、五井直弘「漢代の公田における假作について」〔『歴史学研究』第二二〇号〕など。

(8) マルクス『ヘーゲル国法論の批判』（大月版「マルクス・エンゲルス全集1」所収三五二頁）。

(9) マルクス『第六回ライオン州議会の議事』（同右、一三七頁）。

(10) 片岡輝夫「フランス法における分割所有権の歴史的研究」〔『国家学会雑誌』第六四卷第一〇・一一・一二号、第六五卷第二・三号、第六五卷第五・六・七号〕。

(11) 中田薫「支那における律令法系の発達について」(『法制史論集』第四卷)。

(12) 藤田勇「『法と経済の一般理論』ノート」(『法学セミナー』一九七三年七月号、九四頁)。なお、ローマにおいて「絶対的所有権」に先行して「相対的所有権」が存在したことを説かれる吉野悟氏の『ローマ所有権法史論』は、我々がどうしても一度は取組まなければならない力作である。我々が本稿で対象にした賀昌群氏の所有権の相対的性格についての見解と、吉野氏の相対的所有権論とは、同じ「相対的」といっても、それを相対的ならしめているモメントは全く異なり、前者において所有権の相対的性格を規定しているものは古代的な専制国家自身(「最高所有権」)である

(13) 原田慶吉『ローマ法』二三頁。

(14) この点に関して仁井田氏の次のような指摘を参照されたし。「私は嘗て支那の古典には『土地班給は所謂聖王の定めた所と假託せられ、土地は公より受けたもの、又は公が與えたものという思想が見え、土地賣買の禁止、若しくは制限の思想もそれに伴ってあらわれている……』と述べたが、……唐代においても天下の土地は王土・王田であるという古来の理念が存在した。そして唐代はかかる理念を容れ得べき社會であつて、口分田、永業田所有権、就中口分田所有権に見る制限は、王がこれ等の所有権の上において常に第一次的な物的権利を有せることの具体的な表現であつた」(『唐宋法律文書の研究』七八八頁)。

第二章 六一八世紀吐魯番文書にあらわれたる

土地所有の存在形態

第一節 高昌国時代の土地所有關係

第一章では土地国有制論者と私有制論者との間の論争をとおして、いわばマクロ的な視野からその理論的側面を眺めてきたが、ここではしばらくそこから離れて具体的な歴史社会の中に入っていつてみよう。ところで、本章で取扱う吐魯番（およびその他の西域關係）文書に関しては、これまでに多くの先学の分析が加えられてきており、土地所有制の面についても仁井田陞、西嶋定生、堀敏一、池田温の各氏およびその他の人々によって研究が行われてきた。未熟な筆者がこれらの人々の業績に殆んど依拠していることはいうまでもない。

かつて大谷探險隊将来文書の中からおびただしい量の退田文書、給田文書、欠田文書、租田文書等が見見され、均田制の実効性の問題に関して一応のピリオッドがうたれたといえる（ただし、この地域でもって行われたことを中国全土に推し及ぼすことができるかどうかについては議論がある）。本節では、唐王朝の征服に伴って均田制がかぶさってくる以前の、高昌国時代における土地所有關係について瞥見してみることにする。

それまで独立国の地位を保ってきた高昌国が貞觀十四（六四〇）年、唐王朝によって征服されたことは、旧唐書卷

三太宗紀下に

(貞觀十四年八月) 癸巳、交河道行軍大總管侯君集、平高昌、以其地置西州

と記されていることからわかり、唐王朝はこの地に西州を置きそのもとに五縣(交河、天山、柳中、蒲昌、高昌の各縣)を置くこととなった。では征服される以前の高昌国における社会経済的狀態はどうであつたのだろうか。隋書卷八三西域・高昌伝によれば

高昌國者、則漢車師前王庭也、去敦煌十三日行、……其風俗政令、與華夏略同、地多石磧、氣候溫暖、穀麥再熟、宜蠶、多五果、……多蒲陶酒、俗事天神、兼信佛法、國中羊馬、牧於隱僻之處、以避外寇、非貴人不知其所、

と記されており、高昌の地にはかなりの漢民族が移り住んでおり、ここでは氣候に恵まれて穀麦のみならず果物や葡萄の生産も行われていて生産力が相当高かつたことが予想される。そして國中の羊馬の所在について、貴人でなければその場所を知らないとあることからわかるように、貴人と庶人との階級分化も相当發展していたことがわかる。さらに、この高昌の地は西方との貿易が盛んでもあつたことから、周書卷五〇異域・高昌伝に

賦稅則計輸銀錢、無者輸麻布

とある如く、貨幣經濟の發展によつて租稅が銀錢で支払われていたことが知られる。ではこのような社会経済的状況下での土地所有關係はどうであつたらうか。貨幣經濟が相当發展し、また均田制におけるような國家の強力な土地規制がない高昌国において、土地の売買が行われていたことは容易に予想される。そこでまず土地売買に関する文書を左に掲げてみよう。

(A) 高昌延壽十五(六三八)年五月買田文書⁽¹⁾

1 延壽十五年戊戌歲五月廿八日□□□□從司空文?

2 隨買石宕常田壹分承伍畝半肆拾步^(後)役即交与買

3 □□□□究拾文錢即付田中毆毆

(後 缺)

(B) 高昌延壽十五年六月買田文書⁽²⁾

1 延壽十五年戊戌歲六月一日周隆海□□

2 東渠常田壹分承壹畝半陸拾□□

3 錢壹伯貳拾文錢即畢田即付田中役使即□□

4 隆海田東□南詣道西詣渠北共員□□

(後 缺)

この、(A)、(B)文書には残欠部分があつて文意を明確にすることはできないが、(A)では、某者が司空の文?隨から石宕の常田一筆五畝半四十歩を□□□□九十文で買いとる旨の、⁽³⁾また(B)では周隆海が某者より□□東渠の常田一筆一畝半六十□歩を一百二十文で買いとる旨のことが記されており、そのさい、売買に伴う新所有者はその土地を

全面的に使用・収益することができる旨の記載（「田中ノ役使ハ周隆海ノ田ニ随イテ行ク」——後掲の高昌趙懷願買舍文書の三行目「舍中伏藏役使即日盡隨舍行」）によって補う——）のあることが注目される。これらの文書からは、国家が土地の売買に積極的に干渉してきている痕跡を見出すことはできず（＝土地の自由な売買）、また国家が土地の売買を容認さえしていたことは、七世紀初期の高昌国の田役簿に、「（前略）□□□□張嶺子買張永守永安仏曇渠常田一分承四畝役（後略）」と記されていることからわかる。次に、土地売買文書ではないが、その書式に漢代に見られた不動産売買の文言と非常に類似している買舍文書を掲げてみよう。

(C) 趙懷願買舍文書⁽⁵⁾

- 1 □□□□日趙懷願從田劉通息阿豐邊買東南
- 2 □□□□舍貳樞即交与買價銀錢拾文錢即畢舍即付舍容
- 3 □□□□天下至黃泉舍中伏藏役使即日盡隨舍行舍東共張
- 4 □□□□舉寺分垣南共趙懷滿分垣西詣道北詣道舍肆在之内長不
- 5 還短不促車行人道依舊□□
- 6 了貳主和同立券券成之後□□□□者壹罰貳入
- 7 □□^(不)悔者民有私要要□□□□署名爲信^{以息阿豐手不解書}以至節爲明書
- 8 倩書張武歡
- 9 時見劉懷德

10



11

應陽將軍兼民部事麴□□

12

民部主簿張□□

13

民部吏張懷德

14

民部吏徐？

この(C)文書では某年某日趙懷願が田劉通およびその息子の阿豊のところから、家屋二楹を銀錢十文で買い取る旨が記されている。この文書の正確な年代は詳かではないが、まず高昌国時代のものと考えて間違いないと思われる(内藤乾吉)⁽⁶⁾。この買舍文書が筆者にとって興味あるのは、2行目から3行目にかけて記されている「舍容天、下至黄泉、舍中伏藏役使、即日盡隨舍行」という文言についてである。この文言で想い出されるのが、先のところ(第一章第二節)で引用紹介しておいた漢建寧四年土地売買文書および漢光和七年土地売買文書に記されている文言である。つまりそれらの文書にある「田中若有戸死、男即當爲奴、女即當爲婢、皆當爲孫成趨走給使」(建寧四年文書)とか、「田比根土著、上至天、下至黄」(光和七年文書)という文言にきわめて酷似しており、このことは高昌の地において行われていた不動産(土地や家屋)の自由な売買が、漢代以来の伝統をひくものであったことを意味している。このように土地の売買に際して国家の具体的な規制、干渉が全く見出されず、売買行為によって新所有者は排他的、全面的

にその土地を所有することができるといふような、「私的土地所有」の發展した狀況は、官人と庶人の間のみならず庶人相互間の階層分化をも容易にしたと思われる。そしてこのことは、土地の貸借關係（租田制）の中にも反映されているのではないだろうか。我々はこうした予測のもとに次に均田制施行以前の租田關係をみてみることにしよう。

西州における租田制の普及に関しては、これまで均田制下の班給地が遠隔地に散在していたことに起因するのではないかと一見解があつたが、高昌國時代にも租田制が行われていたことによつて、租田制が必ずしも均田制施行による特殊な事情に由来するものとはいえないことが明らかになつてきた。そこで問題となるのは、均田制施行前のそれと施行後のそれとの間にその性格上の相違を見出すことができるかどうかということである。施行後の租田制については次節で検討することにして、まず施行前の租田制についてみてみよう。

左に掲げるものは高昌國時代の租田文書である。

- (D) 高昌延昌廿四年二月七日租田文書⁽⁷⁾
- 1 延昌廿四年甲辰歲二月七日道人知賈[?]□
 - 2 田阿泉邊夏南渠常田一畝交与銀
 - 3 錢五文錢卽畢田卽苻[?]稅[?]桓百役更田人
 - 4 悉不知渠破水澗田主不知二主和同立□

(後 缺)

(E) 高昌租田文書⁽⁸⁾

(前 缺)

- 1 寺主智演邊夏力 渠田寺南三 ^(畝)
- 2 与夏價小麥貳餅五斗若渠破水謫仰耕
- 3 田了若紫桓百役仰寺主了二主

- 4 返悔之者壹罰二入悔者民祐 ^($\frac{1}{2}$ 畝)

- 5 巨主各自署名爲信

- 6 踏書? ? 陟?

- 7 ? ? ? ?

(後 缺)

(F) 高昌租田文書⁽⁹⁾

(前 缺)

- 1 邊夏中渠常田壹畝半畝交与夏
- 2 價銀錢拾陸文田要迳壹年貲祖佰役

8 □ 悉不知若渠破水謫麴郎悉不知夏田價

(後 缺)

これらの文書はいずれも高昌延昌二十四(五八四)年およびその前後のものであり、それぞれ、「道人智賈が田阿泉の所有にかかる南渠の常田一畝を銀錢五文で租田する」(D)、「某者が寺主智演の所有にかかる力渠の田で(?)寺の南の三畝を、一畝につき小麥二石五斗で租田する」(E)、「某者が麴郎の所有にかかる中渠の常田一畝半を、一畝につき銀錢十六文で租田する」(F)旨の契約が記され、そのさい賃租(「租租」「紫租」「賃租」)百役は田主が、渠の破損や水害については耕田人が負担すべき旨が記されている。これらの文書で注目されるのは、当事者の契約関係が支配と服従の関係によっては貫かれておらず、むしろ純粹な権利||義務関係によって律せられ、契約という法的な関係に着目する限りでは当事者双方は法的に対等な関係にあるといわねばならない(もちろんその背後にある兩者の経済的な力関係までもが対等であったかどうかは軽々に断定することはできない)⁽¹¹⁾。仁井田陞氏はこれらの契約に見られるような、貸主・借主双方が対等な法的関係にあるものを租田文書の「第一種形態」と名づけられているが、我々も氏の用法にならってこれを「第一種形態」とよぶことにする。⁽¹²⁾

ところでこれらの租田文書を紹介された呉震氏は、賀昌群氏の見解に依拠されたのであろうか、文書中に見える「常田」の語をもって均田制がすでに実施せられていたことの証左とされている(賀昌群氏はこの「常田」を永業田として理解されている)⁽¹³⁾。もしこの考えが認められるとすると、高昌国時代でも均田制が実施せられ、しかも均田制

のもとでも土地の自由な売買が行われていたことになり、我々のこれまでの理解を覆すことになる。しかし、均田制施行の論拠とされる「常田」は「部田」に対応する用語であり、均田制下の永業田や口分田とそれぞれ対応関係にあるものではなく、両者は全く別系統の概念として理解すべきであろう。現在までのところ、常田とは「恒常的に作物を栽培できる土地」、部田とは「土地が瘠せ……または土質になんらかの制約があるかして、作物の栽培が普通の土地よりもやや不利な状態におかれている劣等な土地」(西村元祐)として理解すべきように思われる。さらに租税体系のうえからみても均田制が高昌国において施行されていたとは考えられない。さきの租田文書において田主の負担とされた賃租百役の賃租とは資産にもとづいて課せられた(人丁の有無にかかわらず)一種の財産税であり(堀敏一)、人丁を中心にして個別人身的に課せられる均田制下の租税体系とは性格を異にする。以上、高昌国時代には均田制は施行されていなかったということをふまえて次に問題の貞観十七(六四三)年正月租田文書の検討にうつろう。なおこの文書は貞観の年号の示すとおり高昌国が唐に征服された後の文書であり、本節の「高昌国時代の土地所有関係」という題名からは外れるが、この文書は均田制施行以前のものであるという理由(その理由は後述)で本節で検討することにした。まず本文書の全文を左に掲げる。

(G) 唐貞観十七年正月租田文書⁽¹⁶⁾

1 貞観十七年正月三日趙懷滿從張歡⁽¹⁷⁾

2 步張藺富貳畝田壹畝与夏價小麥貳餅⁽¹⁸⁾

3 依高昌龙斗中取使干淨好若不好聽向風常取⁽¹⁹⁾

4 [] 仰耕田人了若風破

5 水旱隨大七例□到 [] [] 麥使畢若過六月不 []

6 壹月壹如上生壹兜若前却不上聽押家財 []

7 麥直若身東西无仰收後者上三人 []

8 (中 缺)

9 田主張歡仁一一

10 田主張藺富 一一

11 耕田仁趙懷滿一一

12 倩書 沘 延 守 一一

13 [] []

この租田契約は、趙懷滿が張歡仁および張藺富の所有にかかる土地それぞれ□畝□歩、二畝を、一畝につき小麥二石二斗で租田することを内容としている。この文書がさきのいわゆる「第一種形態」の租田文書と比べて著しく異なっている点は、5行目から7行目にかけて「もし六月を過ぎても（地代を支払わなければ）毎月一石につき一斗の利息を支払う。もし将来支払うことができなければ家財を差し押えて麥直（に充てることを）許す。もし本人が逃亡していなければ収後の者が地代および利息を支払う」旨の、諸々の違約罰文言が付されていることである。仁井田氏はこの貞観文書について、「借主の義務の違背についてだけきびしく責任を問うものとなっている。……（この文書の）地

代取立約款の一方的手きびしきは高利貸文書の約款にも比べらるべきものである⁽¹⁷⁾として、これをさきの「第一種形態」に対して租田文書の「第二種形態」と名づけられている。そしてこのような租田文書の「第二種形態」が高利貸文書の約款に比べられるべきものであるとするなら、そこでの契約当事者は法律関係の上のみならず、その背後の経済的関係においても支配・服従の關係にあることが当然に予想されるわけである（法的に對等者間の「第一種形態」が必ずしも経済的に對等であるとは限らないが、逆に経済的に對等でないなら、契約―法―の上でも「第二種形態」として現象する蓋然性が高い。例えば仁井田氏の挙げられている元代の、封建的な地主―小作證書を見よ⁽¹⁸⁾）。ところで、この貞觀十七年租田文書が筆者にとつて興味あるのは、この文書の中に均田制の影響が反映されているかどうかという点についてである。この点に関して結論から先に述べればこの貞觀十七年の租田關係の上にはまだ均田法はかぶさってきていないと考へたい。西州の地において均田法がいつの時点から施行されるようになったのか明確にはいえないが、池田氏も紹介されているように⁽¹⁹⁾に文館詞林卷六六四貞觀年中巡撫高昌詔一首に

門下高昌之地、雖居塞表、編戶之毗、咸出中國、自巨隔絕、多歷年所、朕往歲出師、應時剋定、……高昌舊官人并首望等、有景行淳直、及爲鄉閭所服者、使人宜共守、安西都護^(番)高師望、景擬騎都尉以下官、奏聞、庶其安堵本鄉、咸知爲善、彼州所有官田、並分給舊官人首望及百姓等、

とあり、まずではじめに官田分給のかたちで均田制を施行していった様子をうかがうことができる。そしてこの詔が発せられたのは新唐書卷二太宗紀に

(貞觀)十六年正月乙丑、遣使安撫西州、戊辰、募戍兵西州者、前犯流死亡匿、聽自首以應募

以上、均田法施行以前の高昌国以来の土地所有關係を見てきた。まず高昌国においては土地の自由な売買に見られる如く、土地の「私的所有」が相当發展していたことがわかる。しかもそれらの文書に見られる文言が漢代の土地売買文書のものと同様していることは、漢代以来の土地私有の伝統がこの高昌の地にも受け継がれていたことをも示している。またそのことは逆に均田法施行の対象地が単に官田の上だけでなく、こうした土地の自由な売買に見られる「私的所有地」の上にも及んできたであろうことをも予想させる⁽²⁴⁾。さらに、租田關係においても当事者双方が法的に、対等な「第一種形態」のものだけでなく、「第二種形態」とよばれる、地主優位型のもので、租田關係が均田法施行前のこの地に存在していたことが注目される。単に支配層（貴人）と被支配層とに分化している（「國中羊馬、……非貴人不知其所」）だけでなく、農民相互の間においても階層分化が進展していたことをこの貞觀十七年租田文書は意味している。ではこのような社会的經濟的狀態にある社会に、「王土王民」思想にうらうちされた均田法が施行されていったばあいに、その社会はどのような変容を遂げていくであろうか（あるいはいかにないであろうか）。さきにも見たように、この西州の地でも貞觀十六年に官田分給のかたちで均田法の施行に着手されていた（文館詞林）が、こうした分給のさい、「依田令、……先課役、後不課役、先無後富」（唐律疏議卷一三戸婚律）といった均田法規定が参照されたであろうし、またいったん均田法を施行するようになると土地の還受が実施されるわけであるから、土地の違法な売買や貼賃質入等の禁止とあいまってこれ以後の農民相互間の階層分化は相当抑止されることが法および理念のうえで予定されることになるわけである。では現実にはどのようなようであったのだろうか。それを文書類の分析を中心に次節で検討してみることにしよう。

- 注(1) 大谷探險隊将来文書三四六四号。写真『西域文化研究第二』四〇七頁。西嶋定生『中国経済史研究』七一六頁。池田温「中国古代の租佃契(上)」(『東洋文化研究所紀要』第六十号)六一頁。なお筆者が、これらの高昌国時代の土地売買文書や後掲の租田文書に接する機会をもち得たのは、東京大学大学院での池田温氏のゼミナールに参加させていただいたことによる。ここであらためて池田氏およびその他の方々に謝意を表したい。
- (2) 大谷探險隊将来文書一四六九号。仁井田陞『中国法制史研究、土地法・取引法』七九〇頁。西嶋定生、前掲書、七一五頁。池田温、前掲論文、六二頁。なお、この文書の写真未参照のため、一応池田氏の録文に依った。
- (3) なお池田氏は「司空を官名とみると文□隨が名になるが、司空文□は姓名である可能性が大きく、それなら隨買は購入の意となる」(前掲論文、六一頁)とされている。
- (4) 『文物』一九七二年第1期、二五頁、图四五。
- (5) 「新疆吐魯番阿斯塔那北区墓葬发掘简报」(『文物』一九六〇年第6期、二〇頁、图版一頁ノ3)。仁井田陞『中国法制史研究、奴隸農奴法・家族村落法』二五五頁。
- (6) 内藤乾吉、『法制史研究』13、二九四頁。
- (7) 呉震「介绍八件高昌契約」(『文物』一九六二年第7・8期、七六―七七頁、图版八一頁ノ4)。仁井田陞『中国法制史研究、法と慣習・法と道徳』六三三頁。堀敏一「西域文書よりみた唐代の租佃制」(『明治大学人文科学研究所紀要』第五冊)一〇頁。池田温、前掲論文、八一―九頁。
- (8) 呉震、同右、七六頁、图版八一頁ノ2、3。仁井田陞、同右、六三二―六三三頁。堀敏一、同右、一〇頁。池田温、同右、九一―一〇頁。
- (9) 呉震、同右、七七頁、图版八二頁ノ5。仁井田陞、同右、六三三頁。堀敏一、同右、一〇―一一頁。池田温、同右、一

一頁。

(10) なお池田氏はこの箇所を「力□渠の土地の南の寺田三畝」と解釈されている(前掲論文一〇頁)。

(11) 契約という法的な次元においては当事者は対等な関係にあるといえるが、仔細に検討すると、例えば延昌廿四年文書(D)と年次不詳の(F)文書とではその地代額に相当の懸隔がある(前者のばあいには常田一畝につき銀錢五文であるのに対して、後者では一畝につき銀錢十六文となっている)。この理由は不明であるが、あるいは後者の方が土地の生産性が高かったのか、あるいは池田氏のいわれるように前者は地代の前払い、後者は収穫後の後払いという事由によって(前掲論文六二頁)地代に差異があるのかもしれない。もし池田氏の所説に従うとすると、ほぼ同じ時期に地代の前払い方式と後払い方式とが同時に並存しているわけで、同じ租田関係といってもその内容の多様性を知ることができる。ところで、地代の前払いという形態は視角を変えれば債権者が債務者の土地を抵当としたところの一種の占有質とも考えられ、国家の強力な土地規制がない以上、それらの関係は容易に人格的な支配・隸属関係に発展する可能性を秘めていたともいえる。経済的・政治的に比較的高い地位にあったと思われる道人(≡僧侶)がこの契約の一方の当事者(≡地代の前払い人)になっている点は、以上のことと考え併せると興味深い。

(12) 仁井田陞『中国法制史研究、奴隸農奴法・家族村落法』二五二―二五三頁。

(13) 賀昌群『漢唐間封建的國有土地制與均田制』一〇九頁。吳震、前掲論文、七七頁。

(14) 西村元祐『中国經濟史研究』三九五頁。

(15) 堀敏一、前掲論文、一一―一二頁に詳しい。

(16) 「新疆吐魯番阿斯塔那北区墓葬发掘簡報」(前掲書所収)、一九―二〇頁、図版四一頁ノ1、2。仁井田陞、前掲書、二五四頁。内藤乾吉、前掲書、二九四頁。堀敏一、前掲論文、八頁。池田温、前掲論文二―三頁。孙达人「对唐至五代

租佃契約經濟内容的分析」(『歴史研究』一九六二—六)一〇五頁。

(17) 仁井田、前掲書、二五七—二五八頁。

(18) 仁井田『中国法制史研究、土地法・取引法』七八六頁を参照されたし。

(19) 池田、『西域文化研究第二』書評」(『史学雑誌』六九—八)七四頁。

(20) 池田、同右、七四頁。

(21) 例えば旧唐書卷八四劉仁軌伝にある、白村江の戦いの後での次のような記載は、高昌国征服の後に均田制を施行しようとするばあいにもあてはまったと思われる。「初百濟經福信之亂、合境凋殘、殍屍相屬、仁軌始令斂骸骨、瘞埋弔祭之、修録戸口、署置官長、開通塗路、整理村落、建立橋梁、補葺堤堰、修復陂塘、勸課耕種、賑貸貧乏、存問孤老、頒宗廟忌諱、立皇家社稷、百濟餘衆、各安其業、於是漸營屯田」。

(22) 池田「中国古代の租佃契」一二頁。

(23) 池田氏は、「租練は唐代の主要物納公課租調に相当するとみられる」といわれている(同右、七三頁)。なお内藤乾吉氏はこの語を「租課」と判読されている(前掲書、二九四頁)。

(24) 例えば高昌延壽十五年買田文書に見える「石宕常田」なる地名は、均田制施行下での土地還受にさいしての給田文書や退田文書の中にも見え、したがって従来「私的所有地」であったところに均田制がかぶさってきてきていることは明白である。中国における土地私有制論者の一部にある、均田制は官有地という一部の地域でのみ行われたとする見解は、このことから誤っている。なお、西嶋定生『中国經濟史研究』七一六頁、西村元祐『中国經濟史研究』三九三頁を参照。

(補) 貞觀十七年租田文書が均田制を前提としては理解しがたいことは本文でも述べたとおりである(課役制度の面からみて)。しかし他方、端初的な形であるにせよ貞觀十六年には「官田分給」の形で均田制の施行に着手されていることも事

実である。そして、それらの（＝官田）土地を分給するさいには均田諸規定が参照されたことと思う。であるとすると、その土地分給の前提として、ある程度、それぞれの戸口の家族員数および土地所有面積の多寡があらかじめ調査されていなければならない。その意味で、『文物』一九七二年第一期所載の「吐魯番县阿斯塔那——哈拉和卓古墓群清理簡報」に紹介されている「貞觀十四年安苦啣延手實」（一二頁および二四頁四〇）の存在は、高昌国の征服後すぐさま唐王朝が各農民の戸口数および土地所有面積の調査にのり出していることをもがたっている。ただし、そこで紹介されている手實を見てみると、例えば已受田の記載に関して口分・永業の別が記載されていない等、特異な面もあり、それは唐が征服してから僅か一ヶ月位しか経っておらず、また農民自身も均田制の意味を未だ十分理解していなかったことによるのであろうか。しかしともかく、貞觀十四年八月、高昌国滅亡→同年九月、手實作成→同十六年、官田分給という脈絡の中でこの貞觀十七年租田文書を考えると、この文書が旧高昌国時代の土地所有関係（および地主—小作関係）のおもかげを残す殆んど最後のものということになるであろう。

第二節 均田制施行下の西州における土地所有関係

先にも少しふれておいたように、大谷探險隊将来文書の中から多量の給田文書、退田文書、欠田文書、租田文書等の均田制関係文書が発見され、このうち給田および退田文書の分析を担当された西嶋定生氏は、これらの文書をとおして唐西州高昌縣下で開元二十九（七四一）年頃、農民の所有するすべての土地に対して土地の還受を伴う均田制が確実に施行されていたことを実証され、そのさい還受の対象となった田が口分田ではなくて永業田であること、已受

田が狹郷規定に比べてもはるかに僅少であること、已受田の所在地が遠隔地に散在していること、私田に比して官田の占める割合が無視しえぬ存在であることなどを明らかにされた。^①したがって筆者があらためて給田に関する文書を紹介することは蛇足の感を免れないが、行論の都合上一、二引用紹介させてもらうことにすると、例えば「牒、感洛家有一丁一中、 收授次、伏望支給、請處分、謹牒、開元廿九年十一月 日武城郷勳官王感 （下略）」（大谷文書三一四九号、図版、『西域文化研究第二』第三八）とか、「 康大智辭、 癯垣并癯渠道、計有貳畝東竹手達、南康敏北斯寺、縣司、大智 兼丁、先缺口分不充、今有前件癯渠道、見亭無人營種、請勸責充分、貧得存活路、謹辭、冬初給受、令式照然、（下略）」（大谷文書三一五〇号、図版同右）とあるように、口分田を欠少させている丁・中男に対してあらかじめ作成された退田文書をもとにして国家が田地を支給していたことがわかる。そこで中国内地に眼を転じて、国家が土地分給のかたちで直接小農民の再生産の確保に干与していたことは左に掲げるようないくつかの記載からもうかがい知ることができる。

(1) 貞觀十一年

詔廢明德宮及飛山宮之玄圃院、分給河南洛陽遭水戶、（旧唐書卷三七五行志）

(2) 貞觀十八年

二月己酉、幸靈口、村落偏側、問其受田、丁三十畝、遂夜分而寢、憂其不給、詔雍州錄尤少田者、並給復、移之於寬郷、（冊府元龜卷一一三帝王部巡幸二太宗）

(3) 太宗時代（六二六～六四九年）

先是長史多受百姓餽餉、順德糺撻、一無所容、稱爲良牧、前刺史張長貴趙士達、並占境內膏腴之田數十頃、順德並劾而追奪、分給貧戶、(旧唐書卷五八長孫順德伝)

(4) 永徽五年

時豪富之室、皆籍外占田、敦頤都括獲三千餘頃、以給貧乏、(旧唐書卷一八五上賈敦頤伝)

(5) 咸亨二年

駕幸東都、留太子於京師監國、時屬大旱、關中饑乏、……又請以同州沙苑地、分借貧人、詔並許之、(旧唐書卷八

六孝敬皇帝弘伝)

(6) 唐隆元年

寺觀廣占田地、及水碾磑、侵損百姓、宜令本州長官檢括、依令式以外、及官人百姓、將莊田宅舍布施者、在京並令

司農卽收、外州給貧下課戶、(全唐文卷一九睿宗申勸禮俗勅、および唐大詔令集卷一一〇誠勵風俗敕)

(7) 開元十年

戊申、内外官職田、除公廨田園外、並官收、給還逃戶及貧下戶欠丁田、(旧唐書卷八玄宗紀上)

(8) 開元二十五年

夏四月庚戌、詔曰、陳許豫壽等四州、本開稻田、將利百姓、度其收穫、甚役功庸、何如、分地均耕、令人自種、先

所置屯田、宜并定其地、量給逃還及貧下百姓、(冊府元龜卷五〇三邦計部屯田)

(9) 開元二十九年

以京畿地狹、計丁給田、猶不足、於是分諸司官在都者、給職田於都畿、以京師地給貧民、（新唐書卷五五食貨志および唐會要卷九二内外官職田）

このように国家が小農民に対して土地の分給を絶えず行い、それによって小農民の再生産を確保しようとすることは、国家の直接的な物的基盤が小農民の労働力および労働生産物にあったからであって、当時の専制的な国家権力の強弱は一にかかって小農民の生産・再生産の安定をはかることができるかどうかにかかっていたといわねばならない。小農民が土地を失い、貴・豪族層のもとに私的に隸属していくことは国家の直接的な基盤を掘り崩すものとして考えられ、したがって北魏太和九年の詔以来、唐開元二十五年令にいたるまで何度となく均田の詔が公布されたのも、当時の国家が小農民の没落をいかにくいとめようとしていたかの現われとみななければならない。そしてこのことは西州の地においても例外ではなかったのである。というよりもむしろ西州の地は軍事上および西方貿易との接点という枢要の地であったが故に、なおいつそう唐王朝のもとで重要視され、それだけに均田制の貫徹にも意を注がれていたと考えるべきであろう。このことはまず西州において均田制施行以後土地売買に関する文書が一通も見出せないということによってもうかがいしることができる（高昌国時代における自由な土地売買の存在を想起されたし）。周知のごとく、均田制下で土地の売買が禁じられていたことは、

諸田不得貼賃及質、違者財没不追、地還本主、「貼賃」つまり買戻し条件付売買が禁じられている以上当然普通の売買も禁止されている）⁽³⁾とか、

諸賣口分田者、一畝笞十、二十畝加一等、罪止杖一百、地還本主、財沒不追などの規定のしめすとおりであり、また中国内地における違法な土地売買に対して、

最初永徽中、禁買賣世業口分田、其後豪富兼并、貧者失業、於是詔、買者還地而罰之、⁽⁵⁾とか、

(開元)二十三年九月、詔曰、天下百姓口分永業田、頗有處分、不許買賣典貼、如聞、尙未能斷、貧人失業、豪富兼并、宜更申明處分、切令禁止、若有違反、科違勅罪

とあるように、⁽⁶⁾国家は土地売買の禁を反復公布することによって当事者の違法な私的取引行為に積極的に干渉してきているのである。もちろんこうした土地売買の禁令が出されること自体、逆に土地が当時ひそかに売買されていたことをものがたるものであるが、ただそのさい重要なことは、そうした売買行為は国家法の次元では排除され刑罰さえ科せられるという、法のもつ強制力からして、売買が売買として表面には出てこないこともありうるということである。西州において均田制施行以後土地売買文書が全く見出されないということも、あるいは事実上行われていた売買が法的な売買としては現われてこないという事情に由来するのかもしれない。つまり、売買に代わる法的行為によって事実上の売買が行われていたかもしれないということである。したがって単に土地売買文書が見出せないということだけで、均田制下での土地売買の禁止の実効性を云々することは危険であり(可能性としては、一つは、土地売買の禁令が文字通り確実に施行されていた、二つは、たまたま土地売買に関する文書が現在までのところ発見されていない——偶然性——)ことによる、三つは上述したように売買に代わる法的行為をとおして事実上の売買が行われてい

たという、三通りのことが考えられる)、他の史料を分析することによっていわば全体的な関連のもとで帰納的にこの問題を考えるよりしかない。そこで次に、土地売買文書が絶無なのと対蹠的にきわめて広汎に存在している租田文書のうちいくつかを見てみよう。

(A) 顯慶四(六五九)年文書^(?)

- 1 田柴畝要? 顯慶伍年佃食畝別与
- 2 夏價小麦漢斛中陸斛半到陸月[?]
- 3 内償麥使畢若過期月不??
- 4 月壹畝上生麥壹斛取麥之日?
- 5 淨好若不淨好聽向?? 取田中租絲[?]
- 6 伯役一仰田主了渠破水溢一仰租田人?^(了)
- 7 風破水旱隨大? 例兩和立契獲^(了)
- 8 指爲信先悔者罰田主陰醜子一一^(別筆)
- 9 麥伍碩入不悔人租田人隊正張??^(別筆)
- 10 保人孟友住一一
- 11 知見人隊? 竹師奴?

- (B)
- 1 龍朔三年九月十二日武城鄉人張海隆於
 - 2 同鄉人趙阿歡仁邊夏取參肆年中
 - 3 五年六年中武城北米口分常田(爲)畝(畝)敵海
 - 4 隆阿歡仁二人舍佃食其耒牛麥子
 - 5 印海隆邊出其秋麥二人連分若海隆(爲)
 - 6 肆年五年六年中不得田佃食者別錢伍拾文
 - 7 入張若到頭不佃田者別錢伍拾文入趙
 - 8 與阿歡仁草玖別契(爲)有兩本各捉一本兩
 - 9 主和同立契獲指(爲)圖記
 - 10 田主趙阿歡仁一一一
 - 11 舍田人張海隆一一一
 - 12 知見人趙武隆一一一
 - 13 知見人趙石子一一一

(C) 天授三(六九二)年文書(爲)(則天文字は普通字になおして記す)

- 1 天授參年壹月拾捌日武城鄉人張文信 (於康)
 - 2 海多邊租取棗渠部田伍畝 □
 - 3 麥小壹斛就中交付參畝價訖? □
 - 4 □價到六月內分付使了若到六月 □
 - 5 者壹罰貳入康若到種田之日不得田 □
 - 6 壹斛罰貳斛入張文兩和立契畫指 □
 - 7 (布)?兩本各一本
 - 8 田主康海多
 - 9 租田人張信一一
 - 10 (知)?見翟寅?
 - 11 (知)?見白六?一一
 - 12 (知)?見趙故單一一
- (D) 開元二十四(七三四)年文書 (10)
- 1 (辨)元廿四年二月 □
 - 2 麥貳斛 □ □ ? ? □

- 3 取白渠口分部田？畝其田 □
 - 4 廿五年佃種若 □ 田之田不 □
 - 5 佃及改租 □ 人其所取麥一罰二入 □
 - 6 兩和 □ 獲指爲記
 - 7 麥主
 - 8 貳畝田主左小禮？
 - 9 保人同領妻母？？
 - 10 ？？？？？？？？
- (E) 天寶五（七四六）載文書⁽¹⁾
- 1 天寶五載閏十月十五日 交
 - 2 用錢肆伯伍拾文於呂才藝邊
 - 3 租取潤東渠口分常田一段貳畝東
 - 4 渠西廢屯南？？北？公廨其地要^(縣)
 - 5 用天寶陸載佃食如到下子之日^{(不)？}
 - 6 □得田佃者其錢壹罰貳□^(入)

7 □??有租?百役?田

8 □ □

9 入田

10 錢主 知當

11 田主呂才藝載五十八

12 保人妻李

13 保人渾定仙

14 保人

15 清書人渾仙

これらの租田文書については、これまで幾人かの研究者によって特に土地の貸主と借主の関係についての視点から分析が加えられてきた。例えば、①これらの租田文書はすべて「第一種形態」（貸主・借主の権利・義務関係が対等である）に属するとする（仁井田陞）、②(B)龍朔三年文書については封建的な租佃契約であり、それに対して(C)天授三年文書、(D)開元二十四年文書、(E)天寶五載文書については高利貸関係（租佃人が田主を搾取する）の文書である（孫达人）、③租佃の支払い方式の差異によって全額前払いの(D)天寶五載文書では借主の地位が高く、一部前払い残額

後払いの(C)天授三年文書では兩者対等であり、後払いのばあいは貸主の地位が高い(堀敏一)、④経済的に地主が優位にある「地主型」として(A)顯慶四年文書、(C)天授三年文書を、麥主・錢主が経済的に優位にある「麥主・錢主」型として(D)開元二十四年文書、(E)天寶五載文書をとらえ、地主と作人が対等な関係にある「舍佃型」として(B)龍朔三年文書を考ふる(池田温)などがその例であり、それぞれ有益な示唆を我々に与えてくれる。ところでこの問題を考える前に確認しておかねばならないのは、これらの租田文書の上に均田法がはたしかぶさってきているかということである。これについてはそれぞれの文書の文言中に、「田中租_租繇_繇伯役、一仰田主了」(A)、「北_北米_米口_口分_分常_常田_田貳_貳畝_畝」(B)、「白渠口_口分_分部_部田_田」(D)、「潤東渠口_口分_分常_常田_田一段貳_貳畝_畝」(E)などとあるところからして肯定してよいだろう。次に国家法のレヴェルで租田制が容認されていたかどうかについてであるが、唐律疏議卷二七雜律下「諸於他人地内得_得宿藏物」条の疏議に、

謂凡人於他人地内、得_得宿藏物、依令合與地主中分、……問曰、官田宅私家借_借得_得、令人佃_佃作_作、或私田宅有人借_借得_得、亦令人佃_佃作_作、人於中得_得宿藏、各合若爲_若分財、

と規定されているところからして(この規定は本来は、土地所有者・借得人・佃作人三者のうち誰を宿藏物の「主」とするかについて定めたものであるが)、均田制下で租田關係が何ら禁止されておらず、そのみならず可能性としては二重の貸借關係をとり結ぶことさえ国家法の次元では認められていたことがわかる。したがって西州における租田制は、その地の特殊な事情が加味されているとはいえ、その地だけの現象ではなく、広く中国内地でも行われていることを予想できる。このように均田制が租田制の存在を前提にしているとすると、西州における租田制も均田制を

視野において考えなければならぬことを意味している。その点でさきの孫达人氏が、租田文書の分析をおして封建的な租佃契約と一種の高利貸契約に分類されるさいに、西州均田制下の租田文書と天復二(九〇二)年および天復四年の敦煌における租田文書を全く同一の次元で論じられていることは、租田制が均田制のもとではたしてどのような変容を遂げているかという我々の興味からすればもの足りない感じを与えるといわなければならない。そこでまず(B)龍朔三年文書を考えてみよう。この文書の大意は、「武城郷人張海隆が同郷の趙阿歡仁の所有地を龍朔四・五・六年の三年間にかけて租田することにし、そのさい未牛^(耕)および麥子は海隆が負担し、收穫物は両者で連分(二庭分二中分)する」というものである。これについて孫达人氏は封建的な租佃関係にあるものとして、また堀敏一氏も「後世の地主と佃戸との関係に移行していく端初をしめすものであり、農民のあいだの階層分化の可能性をしめすものと思われる⁽¹²⁾」として、地主優位のもとに理解されているように思われる。これに対して仁井田氏は違約罰約款が当事者双方を等しく拘束するところから対等者間の関係にあるものとし、また池田氏も「舍佃は地主と作人両者が出力して土地の共同耕管にあたり、收穫を折半するもので両者は実質的に対等の関係にある⁽¹³⁾」としていずれも支配・被支配を内包するものとしてはとらえられていない。ところでここで注目しなければならないのは、この租田文書は普通の小作文書ではないということである。つまり、このAが土地を提供しBが牛力および種子を提供し收穫を中分しあうという契約は、一種の「分益小作」であり他の租田関係とは同一に論じられない。ところで時代は全く異なるが、「支那農村慣行調査報告書」(第三輯)によれば、山東省歷城縣における小作関係について次のような報告がなされている⁽¹⁴⁾。

分益小作のことは「分種」と稱し、之に對し、定額の小作料を支拂う形態の小作のことは單純に「納租」……と稱

する。

「納租とはどういうことか。」「甲が乙から地を借りて糧食を納めること。」

「分種とは?」「甲の地を乙が耕し、出来高を平分すること。」

……小作人の側としては、天候などの自然條件に左右されることの少い、良い土地については、納租の方が有利なのでそれを希望するが、悪い土地の場合は分種の方が安全だと考えられている様である。

そしてこの報告を担当された磯田進氏によれば、この山東省歷城縣では、小作人と地主との間の関係は人格的、身分的な隷従Ⅱ支配関係にはないと述べられている。⁽¹⁵⁾ 同じ分益小作といっても時代および社会経済的状况が全く異っており安易に比較するのは危険であるが(歴城縣のばあいには土地が悪いということが「分種」をうみ出しているのに対し、龍朔三年文書ではむしろ「口分常田」であるところからすると良沃の地であったと思われる)、龍朔三年文書でも甲(張海隆)が乙(趙阿歡仁)から土地を借り、という関係は希薄であり、むしろ趙阿歡仁が土地を、それに対して張海隆が牛力及び麥子をともに提供し、あうという関係が濃厚である。このような関係のばあい地主と租田人とは対等の関係にあるものとして考えた方がよく、しかも当時において牛力のもつ労働力の意義は無視しえないことからすると、有牛力者と土地所有者とで收穫物を中分しあうということも当然考えられるわけである。そして、こうした土地と人力牛力を十分に利用しあうということは、農業生産力を高めるうえからも均田制下では積極的に奨励こそすれ反対されるべきものではなかったと思われる。⁽¹⁶⁾ では次に残りの四つの文書についてはどうか。そこで各文書の形式的な側面に眼をつけてみると、各文言末尾の署名人(土地の貸主、借主)の記載様式に変化があることに気

づくであろう。つまり、(A)顯慶四年文書および(C)天授三年文書では土地の貸主、借主がそれぞれ「田主」、「租田人」と表記されているのに対して、八世紀に入った(D)開元二十四年文書および(E)天寶五載文書では土地の貸主、借主がそれぞれ「田主」、「麥主」あるいは「田主」、「錢主」と表記され、しかも土地の借主(「麥主」「錢主」)の方が貸主(「田主」)よりも先に記されており、池田氏はこの(D)(E)文書に見られるような租田関係を「麥主・錢主型」と表現されている(前掲論文八七頁)。ところでこのような「錢主」とか「麥主」という表記のしかたは通常の消費貸借関係文書(借麥文書や借錢文書)の中によく見られるものであって、しかもそこでは債権者(借主)が錢主、麥主と表記されているのであるが、この租田文書においては土地の借主が錢主、麥主と表記されており、このことは通常の消費貸借関係が土地所有の関係の中にまで浸透してきていることを予想させる。そして七・八世紀を境にしてこのような表記上の変化が見られることは、均田制下での租田制を考えるうえできわめて興味ある現象といわなければならない。そのことを考える一つの手がかりとして「錢主型」の一つの典型である(F)天寶五載文書を見てみよう。これは、「錢主某が錢四百五十文を前払いして呂才藝の所有する潤東渠の口分常田一筆二畝を租田する」ことを内容とするものであるが、土地の貸主である呂才藝は他方で大谷文書四九一五号に「(前略)納呂才藝屯田地子青麥壹碩貳斛」とあるように国家の屯田地を小作してもいるのである。屯田を小作するからには土地に対する欲求がある(土地の欠少などの事由で)はずであり、それにもかかわらず自己の所有する土地は他人に貸しているということは何を意味しているのか。⁽¹⁹⁾筆者はさきに、均田制施行以前にはあれほど盛んであった土地の自由な売買が均田制施行以後は全く見出せない(少なくとも土地売買文書に関しては)ということを指摘しておいた。ところでこの時代においては「自營小農民

の土地売買や分割地の売買が行われることは、まさに（私的な）大土地独占の温床⁽²⁰⁾（侯外庐）を結果する以外のなものでもない。であるが故に、国家は均田制をとおして土地の違法な売買・質入を禁じ、常にすべての土地と農民を国家の直接的掌握下におくことを余儀なくされたのである。そして国家のこの政策は西州においては相当貫徹していたといわねばならない。そのことは例えば大谷探險隊将来の佃人文書の中に、「竹東仁貳畝佃人成點仁、白點仁貳畝佃人成點仁、牒、件通當堰秋青苗畝數、具主佃人姓名如前、如後有隱沒一畝已上、依法受罪？？」⁽²¹⁾とか、「（前略）□當堰見種青苗畝數佃人、具件如前、如有隱⁽²²⁾□罰車馬一道遠使、謹牒、□月八日天授二年 月 日堰頭骨惡是牒」（則天文字は普通字になおす）とあることからわかる。つまり国家は在地支配を貫くために、堰頭をとおして絶えず現在の租田地の畝数および田主と佃人の姓名を確認し、隱没地の有無を調べ、もしそれがあれば刑罰でもって臨もうとしている（「法ニ依リテ罪ヲ受ク」、「車馬一道遠使ニ罰ス」）のである。国家が均田制をとおして個別人身的支配を貫くためには在地における戸口および土地の所在を完全に把握することが必須の前提となり、したがって国家の掌握外に体制外の土地が存在することは容認されないはずである。であるから例えば北周代においても

隱地三頃以上者、至死、刑書所不載者、自依律科

とあるように苛酷な刑罰でもって自らの政策が追求されたのであり、この点で唐代西州における在地支配（土地、人民両方に対する）はほぼ成功していたといつてよい⁽²⁴⁾（開元末年においてさえも土地の還受がくまなく行われていた——土地が国家の直接的支配下にあった——ことと併せ考えられたし）。このような状況のもとで国家の禁止している違法な土地の売買・質入を行うことはまず不可能に近かったと思われる。しかるに他方、国家が農民に課する租調

および力役、とりわけ力役の負担は厳しかったことが予想される。そのことは黄文弼氏の紹介にかかる

1 高昌縣 寧大御(郷)

2 合當御夫總廿四人(郷)

3 二人破除見在

4 一人逃走 秦禿子一十二人併雇駄見到

5 一十人見在到界首

□

6 といった「高昌縣徵佚殘狀」(25)や、

1 十二月不到番兵史 □

2 右件兵配當諸烽 □

3 人恐有不處真罪及所

4 追捉發遣庶免斥候無虧謹

5 牒件伏如前謹牒

6 開元廿九年十二月九日典候奉

7 都巡官游擊將軍果毅都尉馬守奉判官

といった「追捉逃番兵殘牒」(26)が現存することからもわかり、また男子を兵役にとられたために主要な労働力を失った、

一婦人が他人に土地を小作させざるを得なくなったという「府司阿梁狀詞並批」⁽²⁷⁾の記載からもわかる。さらに、敦煌出土の史料であるが、「(前略)其桑麻累年勸種、百姓並足自供、望請檢校營田官、便即月別點閱縈子及布、城南縣官自巡、如有一家不緝績者、罰一迴車馱遠使」⁽²⁸⁾とある如く、国家は特定作物の耕種を強制し、それに違反するものに対しては一種の徭役労働||經濟外的強制を課そうとしている。このような特定作物の耕種に対する国家の強制的性格は敦煌だけにとどまらず西州の地でも同様であったろう。均田制が一面では、土地の分給や還受、さらに土地の売買や質入の禁止をとおして農民相互間の階層分化を抑止し、それによって小農民の自立再生産の安定をはかろうとするものであるにしても、それはあくまでも国家が小農民の労働力および労働生産物の全一的支配を貫徹せんがための法的ならびに物的な担保にすぎないということを見過してはならない。したがってそこにおいては、農民の収奪と農民の再生産の安定という二律背反的な矛盾を均田制は頭初から内在化させているのであり、国家の側からの課役とりわけ力役の負担は、小農民の生産・再生産の安定を絶えず脅かしていたことであろう。天寶五載文書にあらわれた地代の前払いという現象は、こうした国家の側からの課役をとおして困窮化した農民が、土地の違法な売買の禁止されている状況⁽²⁹⁾のもとで(それはさききの佃人文書にみられたように国家が土地および農民の所在を確実に把握している状況のもとでは殆んど不可能であった)、逃亡する以外の方法で生きていこうとすれば土地を抵当⁽³⁰⁾にして、借錢あるいは借麥するより他に方法がなかったことの現われとみななければならない。土地の借主が「錢主」(あるいは「麥主」)——通常の消費書貸借関係においては貸主としてあらわれる——として表記されている所以もここにある。つまり、天寶五載文に現われた租田関係は、表向きは租田という国家の容認するところの法形式をとりつつも、その実、土地の違法な売

買が禁じられ且つ現実にも不可能であった状況のもとで、それ、代、わ、る、合、法、的、な、法、形、式、の、か、た、ち、で、債、務、隸、属、化、し、て、い、った、いわば一種の「占有質」にほかならなかったと考えるべきであろう。八世紀以降の西州における租田文書がいずれもこの「麥主・錢主型」（池田）で占められているというのも、西州における均田制の深化・矛盾とのコンテクストにおいてとらえなければならぬと思う。そこで翻って、(A)顯慶四年文書に見られるような、土地所有者が自らの土地を他人に小作させるという租田関係を考えてみよう。こうした形式による租田関係は西州七世紀に殆んど集中しており（均田制施行の前期）、いわば均田制下での常態的な租田関係であったと思われる。孫达人氏の論でいけばこうした租田関係は「真に封建的な租佃」関係ということになるのであろうが、この考えには賛成できない。元来、封建的土地所有は経済外的強制を不可欠の要素とせざるを得ず（何故なら直接生産者はそこでは実質的な土地所有者たるほどに自立しているから）、それに対してこれらの租田文書にみえる田主⇨土地の貸主を、経済外的強制を有するところの封建的な地主とみることは、契約の文面（そこで違約罰約款は貸主、借主の双方をひとしく拘束しており、とても地主の優位にあるとは思われない）からも、また軍事上および裁判上等の諸権力をすべて専制的な国家が集中していることから、困難である。単にそれだけでなく、先述した「府司阿梁狀詞並批」に見られるように、主要な労働力の担い手を兵役にとられたためにその土地を他人に貸して小作させざるを得ないというようなことを考えると、必ずしも土地の貸主が経済的に優位にあったとは限らないのである。さらに、農民および土地に対する国家の一元的な支配が貫徹している状況のもとでは、こうした租田関係がその内部に人格的な支配・隸属関係を発展させることは殆んど不可能であったと思われる、むしろ、これらの租田文書を素直に読めばわかるように土地の貸主と借主と

は法的に対等であり、経済的にも同一の階層に属する農民同士の関係と考えた方がすっきりする。その点で仁井田陸氏のいわれる「第一種形態」としてこれらの租田制を考える理解のしかたは依然として有効であるといわねばならない。つまり均田制の施行をとおして農民の階層分化は抑止され、そのことが租田文書の「第一種形態」を現出させたものであり、それは均田制施行のもとでのいわば正常な租田形態として考えるべきであるように思われる。その点に關していえば(回)天寶五載文書にみられるようないわゆる「錢主型」の形式をとる關係においても、租田契約当事者間の關係を階級的な支配・隸屬關係にあるものとしてみることはできないであろう。なぜなら、彼ら自身依然として均田制の施行を通じて国家の一元的な支配下にあり、国家が直接、土地所有關係に介入して土地の自由な売買を禁じ、土地の移動を絶えず監視している状況下で農民相互が人格的な支配・隸屬關係にそのまま入りこんでいくことは困難だからである。⁽³¹⁾ その意味では天寶五載文書に見られるような租田關係もやはり「第一種形態」としてとらえなければならぬと思う。ただそれが歴史的な流れのなかでもった意味は大きく、国家によってがんじがらめに支配されていた農民が、国家の法に抵触しないような形で（形式的には合法的な租田關係を通じて）、實質的には土地の「占有質」化を行っていったのであり、このような債務關係の發展が均田制の基礎を掘り崩していく一つのモメントになったことは十分考えられる。

以上、我々はまず本章第一節において、均田法施行以前の高昌国時代では土地の自由な売買が行われ、また租田關係においても「第一種形態」のみならず、地主の優位を法的にも保障した「第二種形態」の租田文書が存在したと、ひいては農民相互間でも相当階層分化が進んでいたであろうことをみてきた。そして第二節において、均田法の

施行を境にして土地の自由な売買は全く影をひそめ、また租田関係においてもすべて契約当事者が法的に平等な「第一種形態」のものしか存在しなかったこと、その意味では農民の階層分化は相当抑止されていたこと、ただそのさいに同じ「第一種形態」といっても七世紀までのものと、八世紀以後のものとはその性格に相違があることをみてきた。これらの現象はすべて、王土思想を理念とする均田制がこの西州の地においてくまなく施行されていたことの反映としか考えようがない。

注(1) 西嶋定生「吐魯番出土文書より見たる均田制の施行状態」(『中国経済史研究』所収)

(2) 例えば、①「(太和九年十月)詔曰、……今遣使者、循行州郡、與牧守均給天下之田」(魏書卷七上高祖紀)。②「時初給民田、貴勢皆占良美、貧弱咸受瘠薄、隆之啓高祖、悉更反易、乃得均平」(北齊書卷一八高隆之伝)。③「帝乃發使四出、均天下之田」(隋書卷二四食貨志)。④「(大業五年)詔天下均田」(隋書卷三煬帝紀)。⑤「(武德七年)始定均田賦稅、凡天下丁男、給田一頃」(唐會要卷八三租稅上)。その他にも北齊河清三年令や唐開元二十五年令など。

(3) 通典卷二食貨二、開元二十五年令

(4) 唐律疏議卷一二戸婚律

(5) 新唐書卷五一食貨志

(6) 冊府元龜卷九五邦計部田制

(7) 大谷探險隊將來文書二八二八号。図版、仁井田陞『中国法制史研究、土地法・取引法』第一七。同、『中国法制史研究、法と慣習・法と道徳』六四〇頁。内藤乾吉、前掲書、二九四頁。池田温、前掲論文、一四一—一五頁。

- (8) 吳震、前掲論文、七九頁。仁井田陞、前掲書、六三七—六三八頁。堀敏一、前掲論文、九頁。池田温、前掲論文、一六一—一七頁。孙达人、前掲論文、一〇五—一〇六頁。
- (9) 図版、仁井田陞『中国法制史研究、土地法・取引法』第一六。同、『中国法制史研究、奴隸農奴法・家族村落法』二五〇頁。周藤吉之『唐宋社会経済史研究』八一—八二頁。内藤乾吉、前掲書、二九四頁。堀敏一、前掲論文、七頁。池田温、前掲論文、二〇頁。孙达人、前掲論文、九九頁。
- (10) 図版、『西域文化研究第三』第一九。仁井田陞『中国法制史研究、土地法・取引法』七八—七九頁。池田温、前掲論文、三二—三四頁。
- (11) 図版、仁井田陞『唐宋法律文書の研究』第七。同、四〇五—四〇六頁。堀敏一、前掲論文、六頁。池田温、前掲論文、二七頁。孙达人、前掲論文、一〇一頁。
- (12) 堀、前掲論文、一〇頁。
- (13) 池田、前掲論文、八七頁。
- (14) 「支那農村慣行調査報告書」(第三輯)、四二—四三頁。
- (15) 同右、三二頁および一四八頁。
- (16) 均田制施行前、北魏において「(延興三年)詔牧守令長、……同部之内、貧富相通、家有兼牛、通借無者」(魏書卷七高祖紀上)とか、「(太和元年)詔曰、……有牛者、加勤於常歲、無牛者、倍庸於餘年」(同)といった人牛力の相互的利用の政策がはかられており、均田制施行以後においても、「人有人力無牛、或有牛無力者、須令相便」(隋書卷二四食貨志)とある如く、その政策は一貫して追求されていたのである。
- (17) 池田氏はこの点について、「トゥルフアン契では七世紀までは多く地主型、八世紀に麥主・田(錢の誤まりか——筆者)

主型が集中している」(前掲論文、八八頁)と指摘されている。この視角から他の租田文書をみると、比較的最近発見された唐儀鳳年間(七世紀)の租田文書では、土地の貸主は「田主」、借主は「佃人」と表記され、『文物』一九七二年第二期「吐魯番阿斯塔那三六三号墓发掘简报」一二頁(圖七)、それに対して、八世紀のものと思われる租田文書(断片)では、土地の借主は「麥主」あるいは「錢主」と表記されており(池田、前掲論文、二五、二六頁)、七・八世紀を境にしてこのような署名人の表記上の傾向的变化を見出すことができる。

(18) 図版、『西域文化研究第二』第一〇。

(19) あるいは論者によっては、国家の屯田地を小作するのは、国家の、農民に対する経済的強制によるものであると考えられるかもしれない(沙知「吐魯番佃人文書里的唐代租佃关系」『歴史研究』一九六三年第一期、一三七—一三八頁)。しかしそれにしても農民が自らの再生産に必要な土地を他人に貸すとすれば、その農民はいかにして自らの再生産を確保できたのであろうか。

(20) 侯外庐前掲論文、一二九頁。

(21) 大谷文書一二二一号。図版『西域文化研究第二』第四。

(22) 大谷文書二三六八号。図版、同右、第二。

(23) 周書卷六武帝紀下

(24) 黄文弼氏は『吐魯番考古記』所載の「胡玄□殘狀」(図版四五、なお、これは殘缺部分が多く文意を読みとることは筆者にとってきわめて困難である)について、「これは」租佃地の返還のことに關する。……これは任智遠の土地を租佃していたところ、『開渠種植』にあたって、西州(の役人)によってその租佃地を本主に退還させられ、その処分を請うたものである」(同書、四六頁)と述べられている。もし氏の所説のとおりであるとすると、国家は私人間の租佃關係に對

して、ある一定の事由があれば積極的に介入してきていることの証拠となり、このことは西州における在地支配の貫徹の傍証ともなり得る。なお因みに黃氏の録文を記しておく。「胡玄□辭／□城人任智遠處租得□／□當時開渠□／

被州□／望乞處(切斷)□□三月拾□／□□□琦心素□／□□退本主任智□□

(25) 同右、図版二六

(26) 同右、図版三五。なお、力役(兵役)忌避について國家がいかにか重大な関心をもっていたかについては、例えば北齊書卷二四孫奉伝にある「時又大括燕恒雲朔顯蔚二夏州高平平涼之民、以爲軍士、逃隱者、身及主人三長守令、罪以大辟、没入其家」という記載からもわかる。

(27) 黃文弼、前掲書、図版二五。

(28) 大谷文書二八三六号。『西域文化研究第三』口絵。

(29) もちろん均田制下でも土地の売買が全く許されていないわけではない。例えば狭郷から寛郷に移るばあいは口分田の売却が認められていた(開元二十五年令)。しかしこれは本文とは別個の問題である。

(30) 黃文弼前掲書中に相当数の「唐西州浮逃戸殘籍」(図版三六～四一)があることは、当時西州でも農民の逃亡がかなり多かったことを意味していると思われる。均田体制に代表される、國家による個人身身的支配体制のもとでは、この農民の逃亡がきわめて重要な政治的および経済的な効果を有していたことはいうまでもない。また、隋書卷六七裴蘊伝にある、「于時猶承高祖和平之後、禁網疎闊、戸口多漏、或年及成丁、猶詐爲小、未至於老、已免租賦」という記載も、均田体制下での農民の抵抗形態をヴィヴィッドに示すものである。但しこうした形態の抵抗が西州で行われ得たかどうかは疑問である。

(31) このことと関連して、均田制が全く崩壊してしまつた後での敦煌において、令孤進通なる人物が、土地、家屋を自由、に

收積するのみならず、人身をも自由に購入していくというプロセスは、国家自身がそれらの私的取引行為に全く干渉しなくなるという歴史的背景とを併せ考えると、均田制下での西州の状況からは、そのままでは出てこないといわねばならない。（「丙子年阿吳賣兒契」（スタイン文獻三八七七号、『敦煌資料』第一輯二九七頁）、「後唐天復九年安力子賣地契」（スタイン文獻三八七七号、同右書、三〇九—三一〇頁）を参照。

結 語

筆者は第一章において、中国近代社会における土地所有の性格をめぐる土地国有制論者と土地私有制論者との間の論争の一端を、筆者自身の問題関心に即しつつみてきた。そこでの論争は広汎多岐にわたっているが、まず秦漢以降の中国における基本的な生産関係をどこに求めるべきかという点について、土地国有制論者は国家と小農民との間に、それに対して私有制論者は地主的土地所有制を基本的な関係としてとらえること、ただそのさいに、国有制論者といえども土地の私的所有が一定程度存在したことまでも否定しきれず、また土地私有制論者といえども土地所有に對する国家あるいは皇帝の干渉の事実までもは否定しきれなかったことを見てきた。従つて土地に對する「純粹な私的所有」の存在を否定するという点では両者は一致していたといえる。しかし、両者の間にあつては、国家あるいは皇帝の土地に對する干渉を「所有權」秩序の中にとり込むかどうかという点になると相對立し、国有制論者は「最高所有權」として考えるのに對し、私有制論者は所有權秩序の外部にあるもの、土地所有に對する外在的なものとし

て、いわば市民社会（広義の意味での）と国家の峻別という二元論的な見地を貫いていたように思われる。このような私有制論者の見地に立てば土地所有はすべて私人相互間の関係に限定されることになり、したがってまさにこの点にこそ私有制論者の弱点がひそんでいたともいえる。何故ならば、その立場に立つ限り、国家（≡権力）は土地所有の世界にとってはまさに外在的なものでしかありえず、いくら私人相互間で土地の売買が行われていたことを力説しても、そのような土地の「私的所有」が存在していたにもかかわらず、「王土王民」思想にうらうちされた專制的な国家権力が出現し機能しえたのかについての論理的≡歴史的必然性が欠落してしまうからである。さらにこの論争を通じて筆者が強く感じたことの一つは、「所有」と「所有権」との間の連関性について私有制論者、国有制論者ともに、それを無前提的に同一のものとしてとらえるという傾向についてである。この問題は筆者がかねてから頭を悩ましてきた事柄であり、『中国封建社会土地所有制形式問題討論集』を読んでみるきっかけも実はこの点にあったといつてよい。我々が通常「絶対的所有権」概念の典型のように考えるローマ法（そしてそれはまた、その抽象的悟性的性格の故に資本主義法の原型にもなり得たのであるが）ですら、F・シュルツによれば「ローマ古典期の法律家達は所有権に対して何らの定義も下さなかつた」⁽¹⁾とのことである。とすると、「所有権」なる概念はそもそも近代市民社会においてはじめて明瞭に自覚された概念なのであるうか。しかるに他方で「所有権は論理的範疇ではなくして歴史的范围である」（ギールケ）ともいわれる。この両者の間にあっては同じ「所有権」という語のもとに違った理解のしかたをしているように思われる。後者のような立場に立てば「所有権」は歴史貫通的な概念となることになり、したがって中世には中世的な、また古代には古代的な「所有権」が、近代的所有権とは異なった機能をもったか

たちで存在する（というよりはむしろ存在させられる）ことになる。本稿では後者の立場をとり（その立場をとるに際しての吟味を殆んど放棄したままで¹⁾）、そのさい次のように指摘しておいた。「社会が事実上の占有にあたる諸規定」は、それぞれの国のおかれた社会的・経済的条件によって制約されると同時に、より直接的には、その当該社会における法律家集団の思想、イデオロギーの影響を強く反映し、……『所有権』という法的範疇もその例外ではない」と。つまり、「所有権」とは直接的には、ある特定の時代の法律家集団の Denkform の所産に他ならないのである。とすると、中国前近代社会における法律家集団のように（筆者が念頭においているのは隋唐まで）、専制的な皇帝権力に自ら仕え、「王土王民」思想に深く影響されていた状況のもとでは、中国における土地私有制論者の眼からはまさに暴力的なものとして（したがって土地所有の世界から排除すべきものとして）みえる皇帝の最高支配権がその当時における所有権概念を構成するものであったと考えざるを得ない。²⁾

では、これらの「最高所有権」にうらうちされた国家の土地規制が現実の社会ではどのような機能、あるいは実効性を有したのか。これが第二章でのテーマであった。そのさい筆者は、皇帝の「最高所有権」を最も典型的に体现するものとして均田制を選んだ。何故なら、土地売買の禁止にせよ、土地の還受にせよそれらはいずれも理念的には、「王土王民」思想に由来するものであり、それを最も完成化された形態として具えているのが均田制に他ならないと考えたからである。そしてその現実の姿を具体的に唐代西州という場をとおして見た結果、「王土王民」思想にうらうちされた均田制が単なるフィクションというようなものではなく、現実にとこでの土地所有関係の上に貫かれていることが確認された。均田制施行以前において存在した自由な土地売買、あるいは租田文書の「第二種形態」とよ

ばれるものが、均田制の施行を画期に姿を消し、それに代って「第一種形態」の租田関係にのみ限定されてしまうこと、そしてそれは国家が現実の社会的、経済的關係に直接介入することによって農民相互間の階層分化を抑制したことの現われにはかならないこと、また同じ「第一種形態」の租田関係であっても、八世紀に入ると土地の借主が「錢主」、「麥主」として表記されているような租田關係に変化してき、この現象は土地の自由な売買を禁止されていた状況のもとで、国家の側からの課役の強制によって困窮化した農民が、租田關係という法の容認する形態をとりながら実際には土地を抵当にして債務關係をとり結んでいった（実質的には「占有質」化）ことの現われに他ならないこと等を見てきた。これらの現象は全て「王土王民」思想を理念とする均田制がいかに在地に深く浸透していたかをものがたるものである。もとより西州地域のみをもって中国全体を推し測るのは危険である（地域によって権力の浸透度には強弱があり、したがって土地所有關係のうえでも相当の差異性がある）が、地主的土地所有制がほんとうの意味で発展するには、均田制に示されるような国家の個別人身的支配体制が完全に廃棄されなければならず、その道は中国における土地私有論者が思う程容易な道ではなかったのである。⁽³⁾

注(一) Fritz Schulz, *Classical Roman Law*, 1951, p. 338

(2) もとより中国においても、「所有権」について定義がなされていたわけではない。我々が当時における皇帝の最高支配権を「所有権」秩序を構成するものとして理解するのは、近代資本主義社会における「絶対的所有権」概念との対比において、いわば我々の視点をとおしてつくりあげられた概念である。

(3) この点について袁良义氏（『关于明代的『民田』』）の次のような指摘は重要である。つまり、明初において民田（地主および小自営農の土地を含めて）は全体の七分の六を占め、そこでは、自由に土地を売買することができた。しかし、これらの民田といえども国家の定めた特定の作物（例えば桑麻棉など）を植えることを強制され、その一部を国家に納めなければならず、また、土地の荒蕪化に対しては国家は刑罰をもって臨み、農民（民戸）が脱籍逃戸することは厳禁されていた。こうしたことは、「これらの民田もまた一定の国有の性質をそなえて」いたことを意味し、「土地私有が完全なものとなり、国有の性質を帯びなくなるのは地丁合一以後になってからである」（二二〇頁）。このような見方からすると、均田制が崩壊したからといって、封建的な地主的土地所有制は、国家の側から課される租税という名の地代によって絶えずその發展の途を阻まれたわけであり、したがって、「王土王民」思想にうらうちされた国家の直接的な（私人の土地所有に対する）干渉が、均田制の終焉をもって完全にとどめを刺されたなどとはとうてい考えられないことになる。

【追記】

脱稿後あらたに中国から『文物』一九七三年十月号が送られてき、本稿で対象にした唐代西州地域における相当数の文書が発見・紹介されていることを知った。紙幅の都合上それらについての全面的な検討は後日の機会に譲らねばならないが、本稿との関連で二、三述べておくと、まず均田制施行との関連では西州征服後かなり早い時期（永徽二年より数年前？）に既に口分田の班給が行われていることが注目される（二二二頁図三三）。また租田契一通（垂拱三年揚大智租田契）が紹介されており（二四頁図四二）、その大意は「揚大智が前の里正史玄政の辺より、逃走した衛士和隆子の新興張寺演の口分田二畝半を畝毎に小麦四斛をもって租取する。そしてその租価をもって隆子の兄弟二人の庸徭（練）の直に充てる。もし種田の時になっても佃作できない時はその租価の二倍を揚に入れる。また保護する人があれば史玄が責任を負う（第三者追奪担保文言）。……」というこのように、ここでの契約関係には田主、租田人の他に更に第三者（和隆子の兄弟）が介在しており、その背後には国家

の意思——租税政策を推測することもあるいは可能であろう（この点については後日検討してみたい）。更に興味深いのは相当数の借錢契である。つまりそれらの文書中に債務不履行の場合口分田およびその他の土地を抵当にする旨の記載があり（『：石岩渠口分常田貳畝折充』錢直』二五頁図四五、『：任左牽掣張家資』雜物口分田桃用充錢直取』：七八頁図三、『：任左牽掣鄭家資雜物』口分田園用充錢子本直取』：七八頁図四、『將中渠菜園半畝』与作錢質賣須得好菜処』：八〇頁図七）、このことは、本稿の一つのシエーマであった、いわゆる「錢主・麦主型」（池田温）租田契を以って消費貸借關係が租田制の中に浸透してきていること、つまり国家の課役収奪の下で困窮化した農民が土地を抵当にして借錢せざるを得なかつた（土地の違法な売買に代えて租田制という合法的な法形式で債務隷属化していくという一種の「占有質」化）ということの契機をなす一つの傍証となるものである。